

秋田市 緑の基本計画

～多彩な緑をみんなでつなく
心うるおう住みよい都市～

平成31年3月改定
秋田市

はじめに



秋田市は、太平山などの山々と雄大な日本海、そして市域を貫流する雄物川や旭川など、豊かな自然を有しております。また、優良な農地や里山に加え、歴史風土を伝える高清水や千秋公園などの丘陵地が点在し、多彩な緑があふれる美しい都市であります。

秋田市緑の基本計画は、こうした本市の恵まれた自然環境を活かした良好な生活環境を形成するため、平成10年に策定したものであり、その後、河辺町・雄和町との合併等を経て、平成20年には計画を改定し、「まもる」「つくる」「そだてる」という3つの視点から、緑の保全や緑化の推進に努めてまいりました。

しかしながら、前計画の策定から10年が経過し、緑を取り巻く社会情勢の変化により、地球温暖化対策や生物多様性の保全、防災・減災、さらには観光拠点など、緑が持つ多機能性に対する期待や求められる役割、重要性はますます高まってきております。

こうしたことから、これまでの緑の量的な確保や保全といった取組に留まらず、本市が有する多彩な緑を活かすことに視野を広げ、より魅力ある住みよい都市を目指すため、このたび秋田市緑の基本計画を改定いたしました。

今後は、「いかす」を加えた4つの視点を基本理念に掲げ、緑を守り、緑をつくり、緑を育て、緑を活かしながら、みんなで緑を次の世代につないでまいりたいと考えておりますので、多くの皆様からのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の改定に当たり、ご尽力をいただきました秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様から感謝申し上げます。

平成31年3月

秋田市長 ほ穂 づみ積 もとむ志

目次

◆ 序編 計画策定の主旨

第1	計画改定の背景と目的	1
第2	計画の対象となる緑地	2
第3	計画の位置づけ	3
第4	目標年次	3
第5	計画対象区域	4

◆ 第1編 現況調査

第1	自然的条件	5
1	1 自然環境	5
2	2 生物多様性	6
第2	社会的条件	7
1	1 人口・面積	7
2	2 土地利用・公共公益施設	8
3	3 地球温暖化・公害発生状況	11
4	4 観光入込客数の推移	12
第3	その他の地域概況	13
1	1 レクリエーション施設調査	13
2	2 景観調査	14
3	3 防災調査	15
4	4 公園・緑地の維持管理	17
第4	市民からみた緑の評価	18
第5	上位計画等関連計画の整理	19
第6	前計画の評価	27
1	1 施策の取組状況と評価	27
2	2 目標水準の達成状況	31
	(1) 「量」に係る目標値の達成状況	31
	(2) 「質」に係る目標値の達成状況	32

◆ 第2編 緑の評価

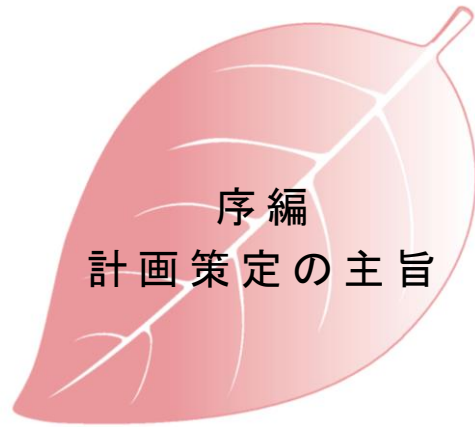
第1	緑の機能別評価	33
1	1 評価方法	33
2	2 各機能別評価	34
	(1) 環境保全機能	34
	(2) 防災機能	39
	(3) 景観形成機能	42
	(4) レクリエーション機能	45
	(5) 健康・学習機能	49
第2	緑を取り巻く社会情勢の変化	52
第3	計画課題の整理	56

◆ 第 3 編 基本計画

第 1	緑の将来像	61
1	基本理念	61
2	緑の将来像	65
	(1) 緑の将来像	65
	(2) 基本方針および重点テーマ	68
	(3) 緑の目標水準	78
第 2	緑の将来像実現に向けた施策	83
	「基本理念①：みんなでまもるみどり」に係る施策	84
	「基本理念②：みんなでつくるみどり」に係る施策	86
	「基本理念③：みんなでそだてるみどり」に係る施策	89
	「基本理念④：みんなでいかすみどり」に係る施策	92
第 3	緑化重点地区	96
1	緑化重点地区とは	96
2	緑化重点地区の設定	97
3	緑化重点地区の範囲	98
第 4	計画の進行管理	107
1	PDCA サイクルによる進行管理	107
2	計画の評価・見直し	107

◆ 資料編

第 1	計画改定の体制	108
第 2	計画改定の経過	111



序編
計画策定の主旨

第 1 計画改定の背景と目的

「緑の基本計画」は、都市における緑地の保全や緑化の推進を計画的に実施するため、都市緑地法第 4 条第 1 項に基づき本市の目指すべき緑の将来像や目標、施策等を定める、緑に関する総合的な計画です。

秋田市緑の基本計画は、平成 10 年に当初計画を策定し、平成 20 年に改定を行いました。しかし、改定後 10 年が経過したことで、緑を取り巻く社会情勢が変化し、都市緑地法等が改正されたほか、本計画に関連する各種計画の改定も行われました。

なかでも、人口減少や高齢化のさらなる進行は、本市の最重要課題であり、これに伴う地域コミュニティの弱体化や財政制約の高まり等の問題が、緑の創出や保全活動に影響を与えることが懸念されます。

本計画の改定では、緑に関する施策の長期的な視点から、前計画における基本的な方針・施策等を継承しつつ、緑を取り巻く社会情勢の変化等に対応しようとするものであり、緑によって都市の魅力を高め、人口減少社会においても選ばれる、緑豊かで心うるおう都市を目指します。

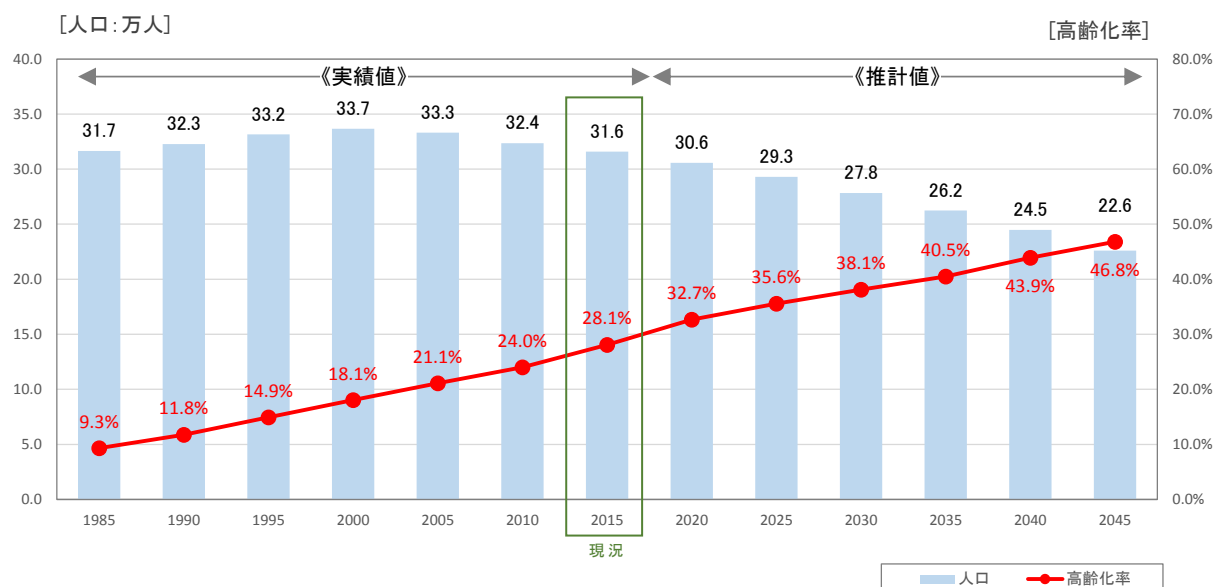


図 1-1 人口・高齢化率の推移

資料：各年国勢調査（1985年～2015年）
各年国立社会保障・人口問題研究所（2020年～2045年）

第2 計画の対象となる緑地

計画の対象となる「緑地」とは、樹木や草花等の植物をはじめ、植物が被っている土地や、植物と一体となった空間（水面やオープンスペース）を対象とします。このことから、花壇の草花や街路樹等ばかりだけでなく、公園・広場、農地、樹林地、河川・湖沼までを含むものです。

表 2-1 緑地の分類

緑地の区分			緑地の概要		
緑地	施設緑地	都市公園	都市公園法で規定するもの	街区公園、近隣公園 等	
		都市公園以外	公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設	市が設置している児童遊園地、市民農園、運動場 等
				公共公益施設における植栽地等	学校の植栽地、下水処理場等の附属緑地、道路環境施設帯および植樹帯等
		民間施設緑地		市民緑地、公開空地、公開している教育施設（私立）、寺社境内地、民間の屋上緑化空間 等	
	地域制緑地等	法による地域		風致地区（都市計画法）、自然公園（自然公園法）、自然環境保全地域（自然環境保全法）、農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法）、保安林区域・地域森林計画対象民有林（森林法）、史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの（文化財保護法） 等	
		協定		緑地協定（都市緑地法）	
		条例等によるもの		秋田市都市緑化の推進に関する条例に基づく緑化街区 等	

第3 計画の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法の規定により、上位計画である第13次秋田市総合計画に即し、第6次秋田市総合都市計画に適合し、また、秋田市環境基本計画および秋田市景観計画と調和した内容とする必要があります。その他関連計画としては、第5次秋田市農林水産業・農村振興基本計画、秋田市立地適正化計画、秋田市公共施設等総合管理計画、秋田市地域防災計画等が挙げられます。

また、同計画は、秋田市都市緑化の推進に関する条例第2条第1項に規定する都市緑化推進基本方針としての位置づけもあります。

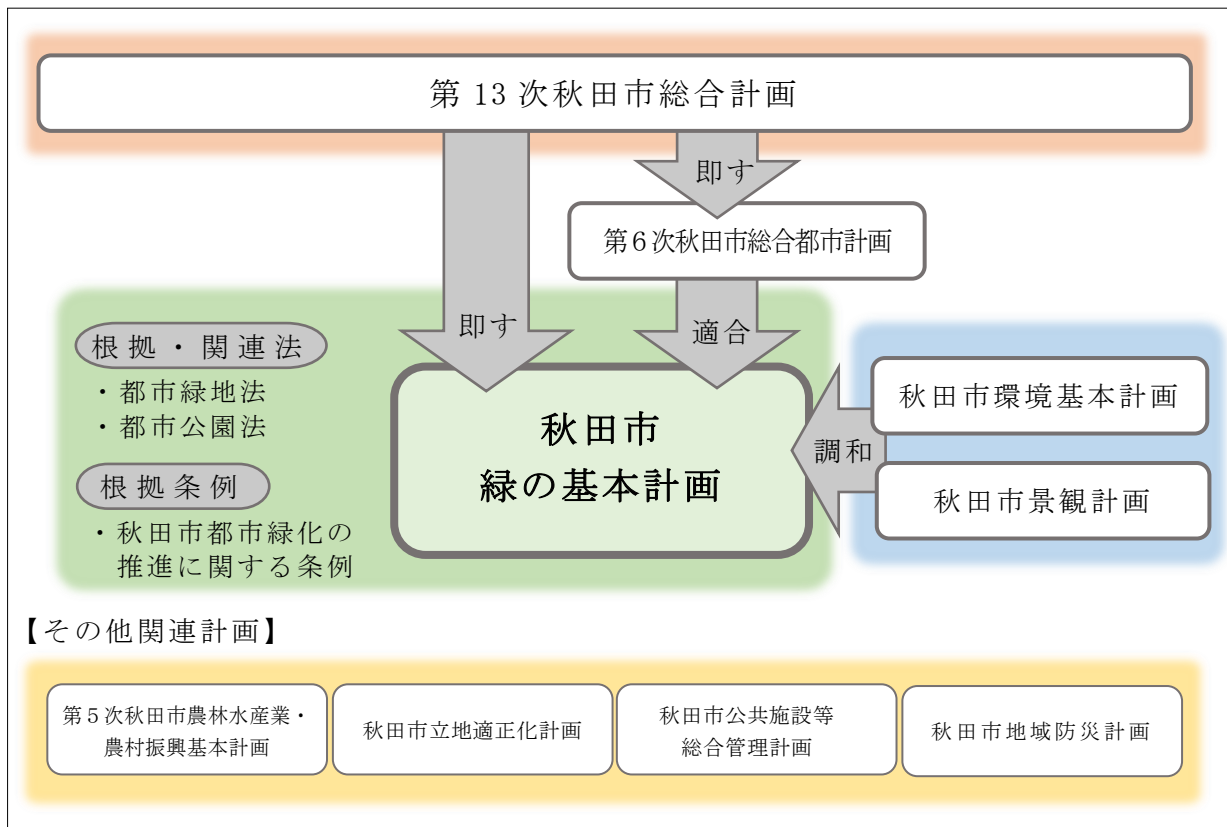


図3-1 緑の基本計画の位置づけ

第4 目標年次

本計画の目標年次は、特に関連性の強い秋田市総合都市計画の計画期間との整合性を勘案し、概ね20年後の2040年とします。また、中間目標年次を概ね10年後の2030年とします。

第5 計画対象区域

本計画の対象区域は、秋田市の都市計画区域（41,437ha）を基本としますが、緑の連担性、環境保全等の視点から、必要に応じて全市域を対象とします。

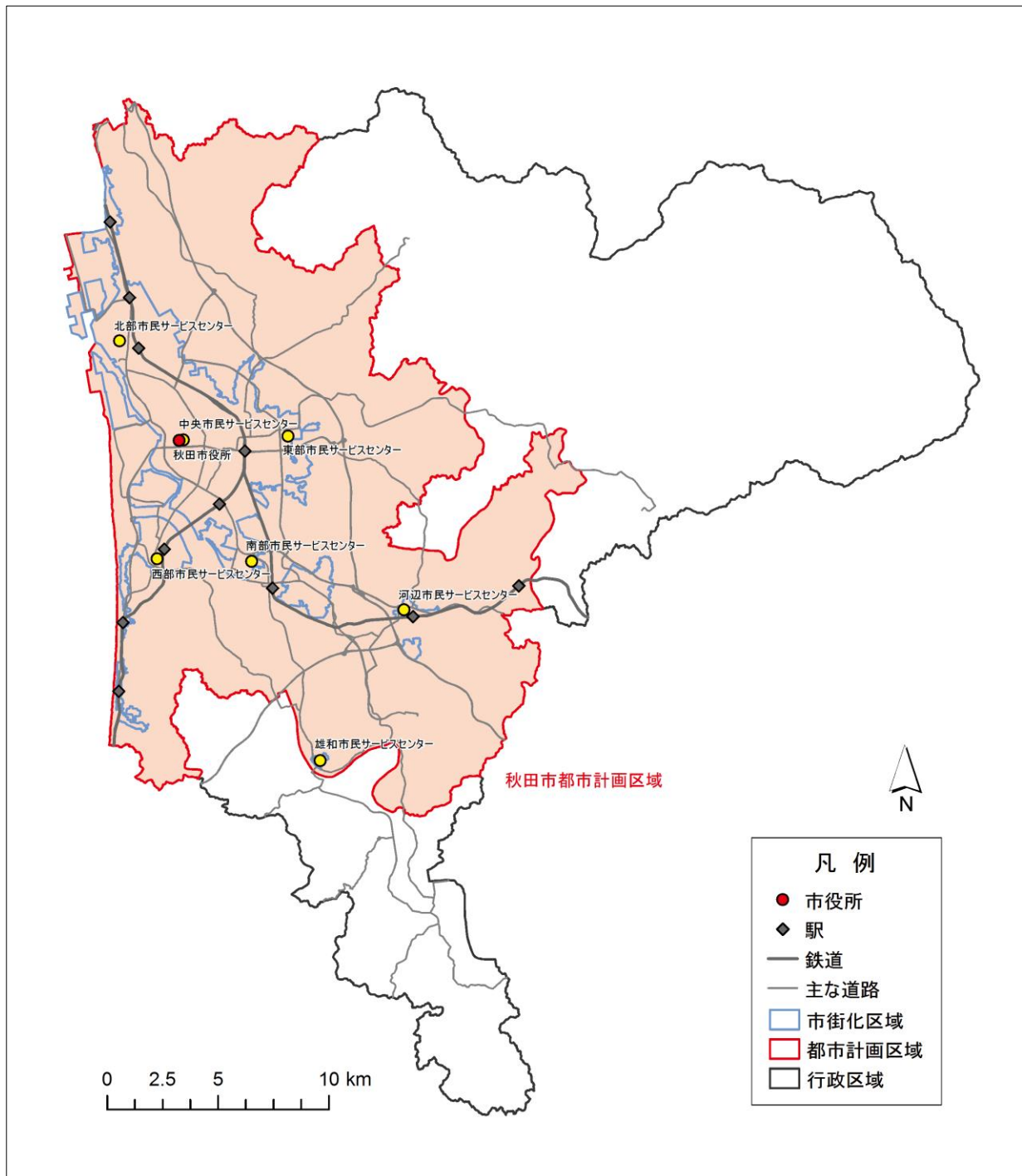


図5-1 計画対象区域



第 1 編
現況調査

第1 自然的条件

1 自然環境

本市には、太平山等の人の手が加わっていない自然が残る樹林地が北東部に分布しており、中心部から南部に広がる水田域や丘陵域には、多くのため池や水路、里山があります。

また、本市を流れる河川は、一級河川である雄物川水系と二級河川である馬場目川水系、下浜鮎川等があります。

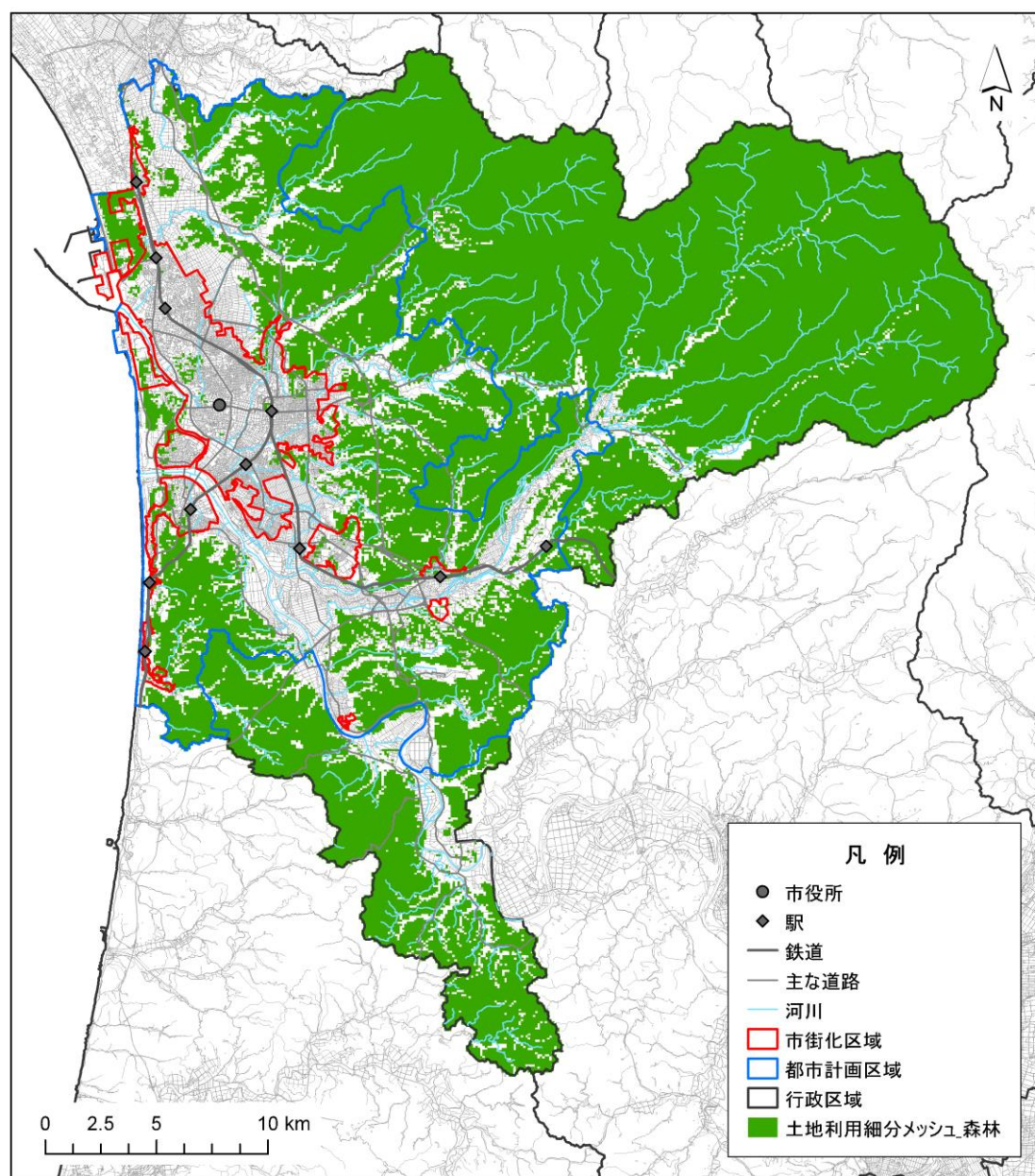


図1-1 森林分布図

資料：国土数値情報ダウンロードサービス（平成26年）

2 生物多様性

特定植物群落[※]は、主に太平山等の東部山岳地帯に分布し、スギ、ブナ、アカマツ、クロベ等の群落を確認されているほか、同地帯は、国の特別天然記念物であるカモシカ、亜高山帯に生息する鳥類等貴重な生物の生息地にもなっています。

また、市街地近郊においても、^{めがた}女湯湿原植物群落や、金足高岡溜池の水生植物群落等、豊富な植生を誇ります。

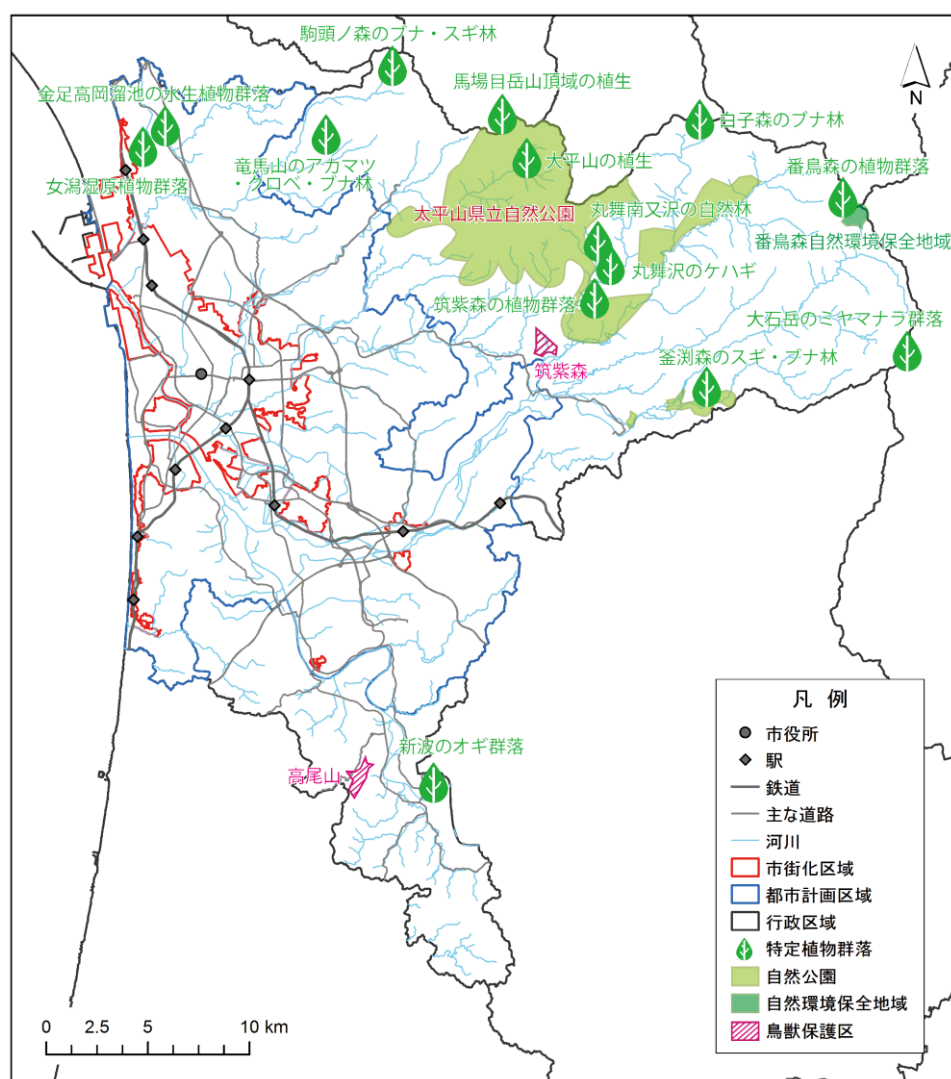


図1-2 生物多様性分布状況

資料：秋田の自然マップ（秋田県）

※ 特定植物群落

⇒環境省の自然環境保全基礎調査により選定された、学術上重要な、又は、保護を要する植物群落。

第2 社会的条件

1 人口・面積

本市の総人口は、平成12年以降減少しています。人口集中地区においても同様に、人口は減少傾向にある一方で面積は拡大しており、人口密度は低下傾向にあります。

年齢別人口の推移は、年少人口が昭和60年から平成27年で9.5%減少している一方、老年人口は18.8%増加しており、少子高齢化の進行が顕著となっています。

表2-1 人口・面積・人口密度の推移

年次	人口			面積			人口密度	
	行政区域 (人)	人口集中 地区 (人)	全域に対す る集中地区 の割合(%)	行政区域 (km ²)	人口集中 地区 (km ²)	全域に対す る集中地区 の割合(%)	行政区域 (人/km ²)	人口集中 地区 (人/km ²)
昭和60年	316,550	239,334	75.6	906.36	45.40	5.01	349.3	5,271.7
平成2年	322,698	249,533	77.3	905.18	48.50	5.36	356.5	5,145.0
平成7年	331,597	259,620	78.3	905.18	50.40	5.57	366.3	5,151.2
平成12年	336,646	265,711	78.9	905.67	52.40	5.79	371.7	5,070.8
平成17年	333,109	263,485	79.1	905.67	53.60	5.92	367.8	4,915.8
平成22年	323,600	254,970	78.8	905.67	53.99	5.96	357.3	4,722.5
平成27年	315,814	250,569	79.3	906.09	54.76	6.04	348.5	4,575.8

資料：国勢調査

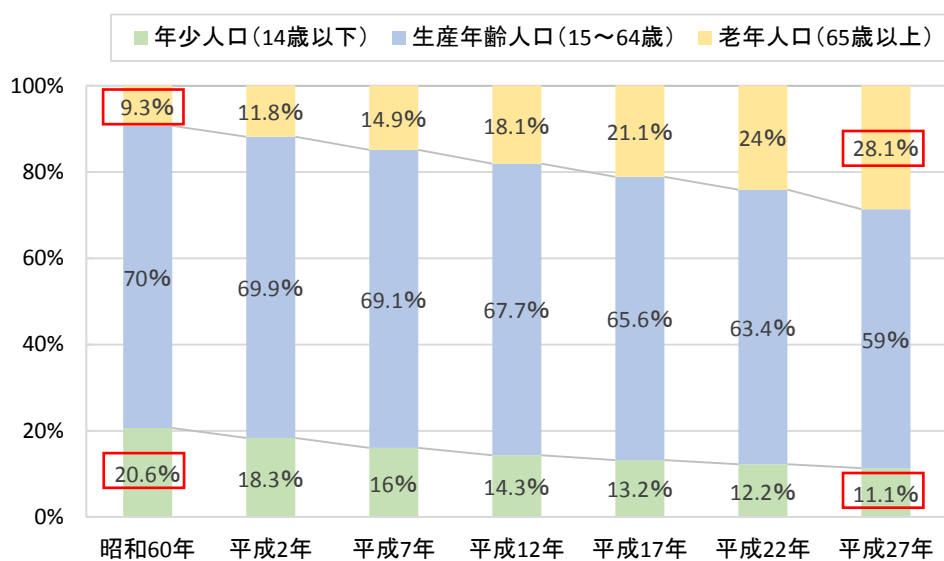


図2-1 年齢別人口の推移

資料：国勢調査

2 土地利用・公共公益施設

森林、原野および農地といった緑が市域の約8割を占めており、民有林の割合が多くなっています。

森林地域は市街地を取り囲んでおり、保安林は特定植物群落の多い太平山一帯が指定されています。

市街地の特性として、秋田駅周辺や土崎地区、新屋地区、御所野地区を中心に建物が集積しています。

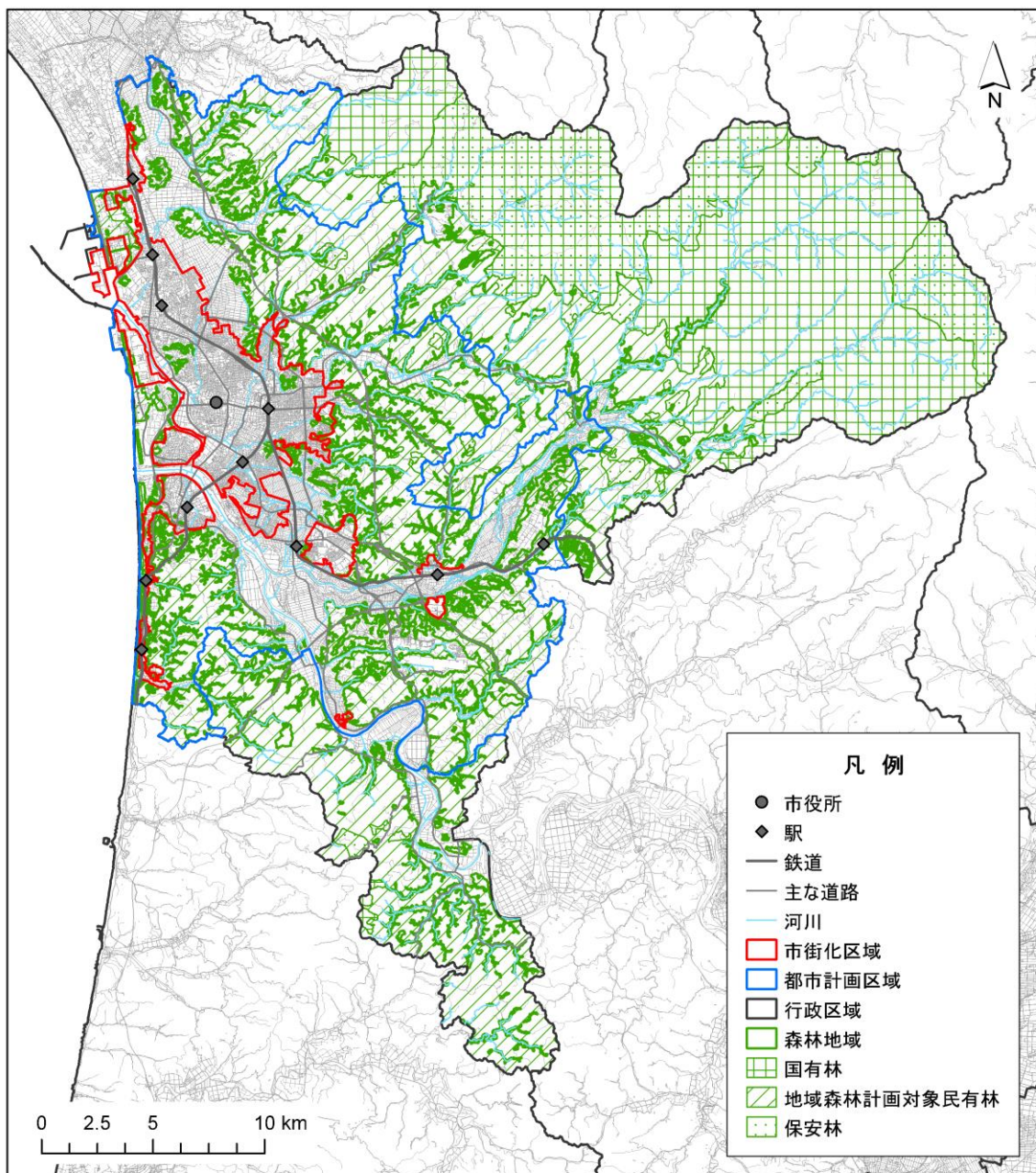


図2-2 森林地域図

資料：国土数値情報ダウンロードサービス（平成27年）

都市公園は、全 208 箇所（611.62ha）であり、市街地を中心に分布しています。また、市民一人当たりの都市公園面積は、全国平均の約 2 倍（平成 29 年時点：19.51 m²）を確保しています。

その一方で、市街地において、秋田駅東地区、楡山地区、新屋駅周辺地区等、気軽に歩いていける範囲（概ね 300m）に都市公園がない地域が存在しています。

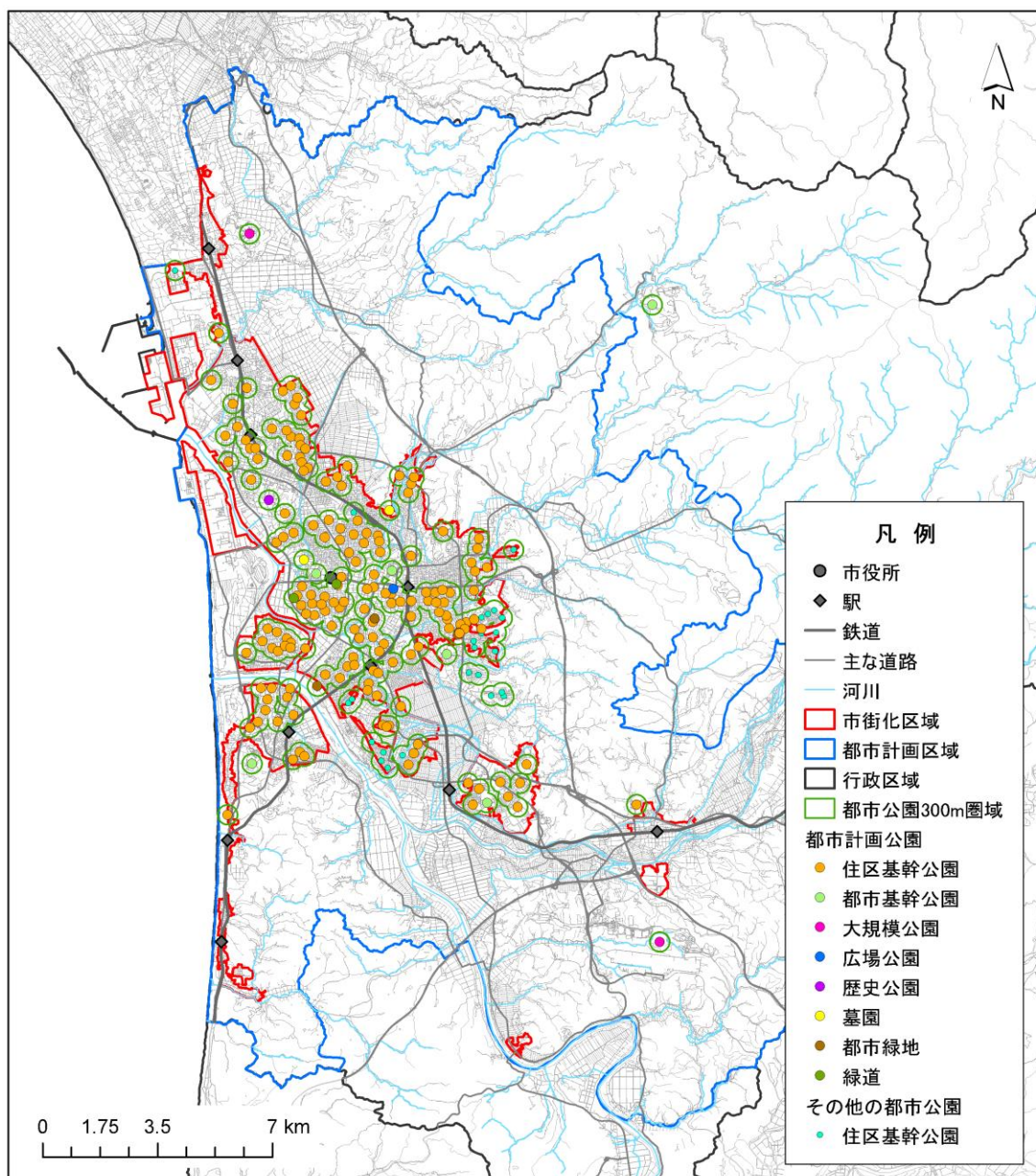


図 2 - 3 都市公園分布状況

資料：秋田市資料

都市計画公園の整備率を、公園面積の比率で見ると 28.6%となっているものの、公園箇所数の比率で見ると 69.6%となっています。

都市計画公園の種別ごとの整備率は、公園面積の比率では、風致公園や歴史公園、緑地等の整備率が低く、公園箇所数の比率では、風致公園や近隣公園、緑地等の整備率が低くなっています。

表 2-2 都市計画公園の開設状況

種別		計画・開設内訳					
		計画		開設		整備率 【面積】 (%)	整備率 【箇所】 (%)
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)		
住区 基幹 公園	街区公園	220	50.51	155	32.03	63.4	70.5
	近隣公園	19	38.40	8	17.84	46.5	42.1
	地区公園	2	9.50	2	9.50	100.0	100.0
都市 基幹 公園	総合公園	5	295.90	5	258.19	87.3	100.0
	運動公園	1	26.70	1	21.73	81.4	100.0
特殊 公園	風致公園	3	234.90	0	0.00	0.0	0.0
	歴史公園	1	39.20	1	2.34	6.0	100.0
	墓園	2	76.70	2	22.71	29.6	100.0
広域公園		2	753.80	2	196.30	26.0	100.0
緑地		7	596.19	6	45.65	7.7	85.7
広場		1	0.08	1	0.08	100.0	100.0
合計		263	2,121.88	183	606.37	28.6	69.6

資料：秋田市の都市計画 2017

3 地球温暖化・公害発生状況

市域の温室効果ガス排出量は、平成17年度から平成25年度で7.6%増加しています。

大気汚染物質の状況を見ると、一部の調査地点で光化学オキシダント※が環境基準値を超えています。光化学オキシダント注意報の発令基準は下回っています。

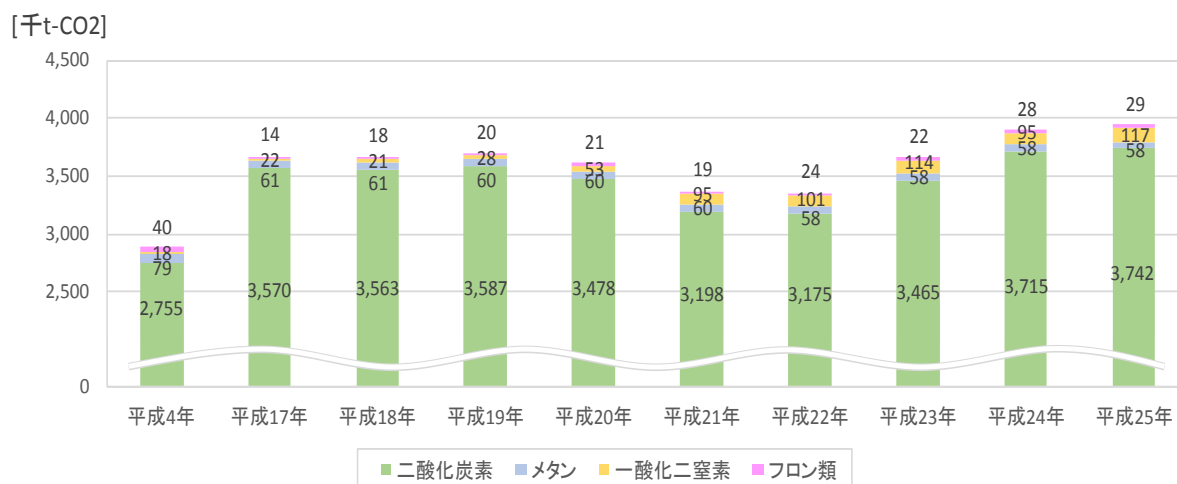


図2-4 市域からの温室効果ガス総排出量の推移

資料：秋田市環境基本計画（平成29年度10月）

※ 光化学オキシダント

⇒大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線の作用によって光化学変化を起こし、生成したオゾンを主成分とする強酸化物質の総称。光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。

4 観光入込客数の推移

観光入込客数の経年推移は、平成23年に大幅に減少し、平成24年以降は緩やかな増加傾向が見られます。また、過去3年間の月別推移では、特に「竿燈まつり」や「雄物川花火大会」が開催される8月に観光入込客数が集中しています。

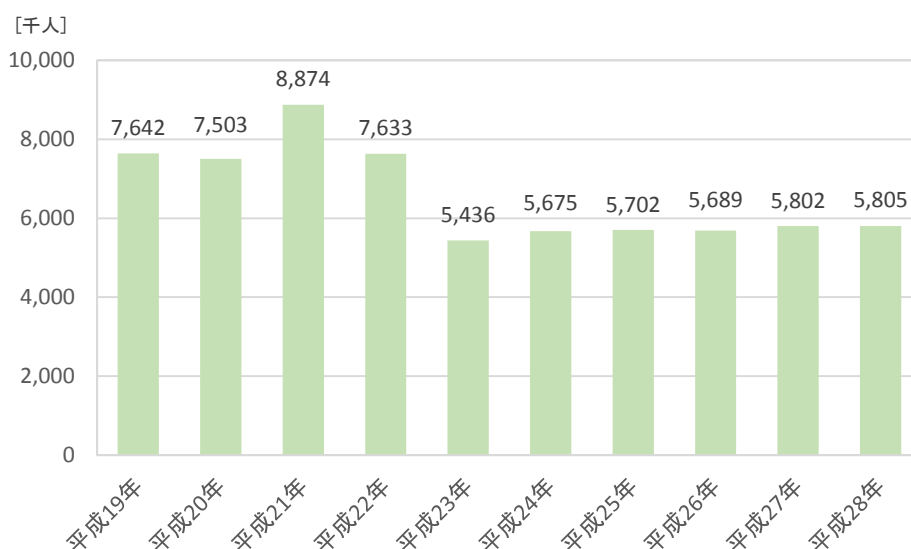


図2-5 観光入込客数の経年推移

資料：秋田県観光統計（平成19年～平成28年）

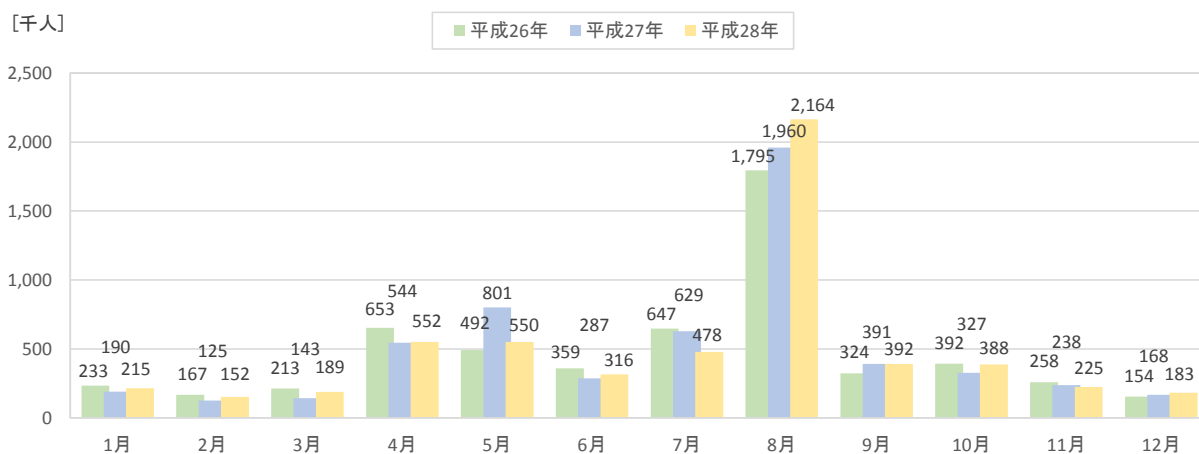


図2-6 月別観光客数の推移

資料：秋田県観光統計（平成26年～平成28年）

第3 その他の地域概況

1 レクリエーション施設調査

テニスコートやグラウンドゴルフ場等がある太平山リゾート公園、球技場や陸上競技場等がある八橋運動公園等の大規模公園を中心にレクリエーション施設や健康増進等に資する施設が整備されています。その他、優れた自然の風景地の保護と利用増進を目的とした自然公園等も設置されています。

雄物川、旧雄物川（秋田運河）、岩見川沿岸においては、サイクリングコースが整備されています。

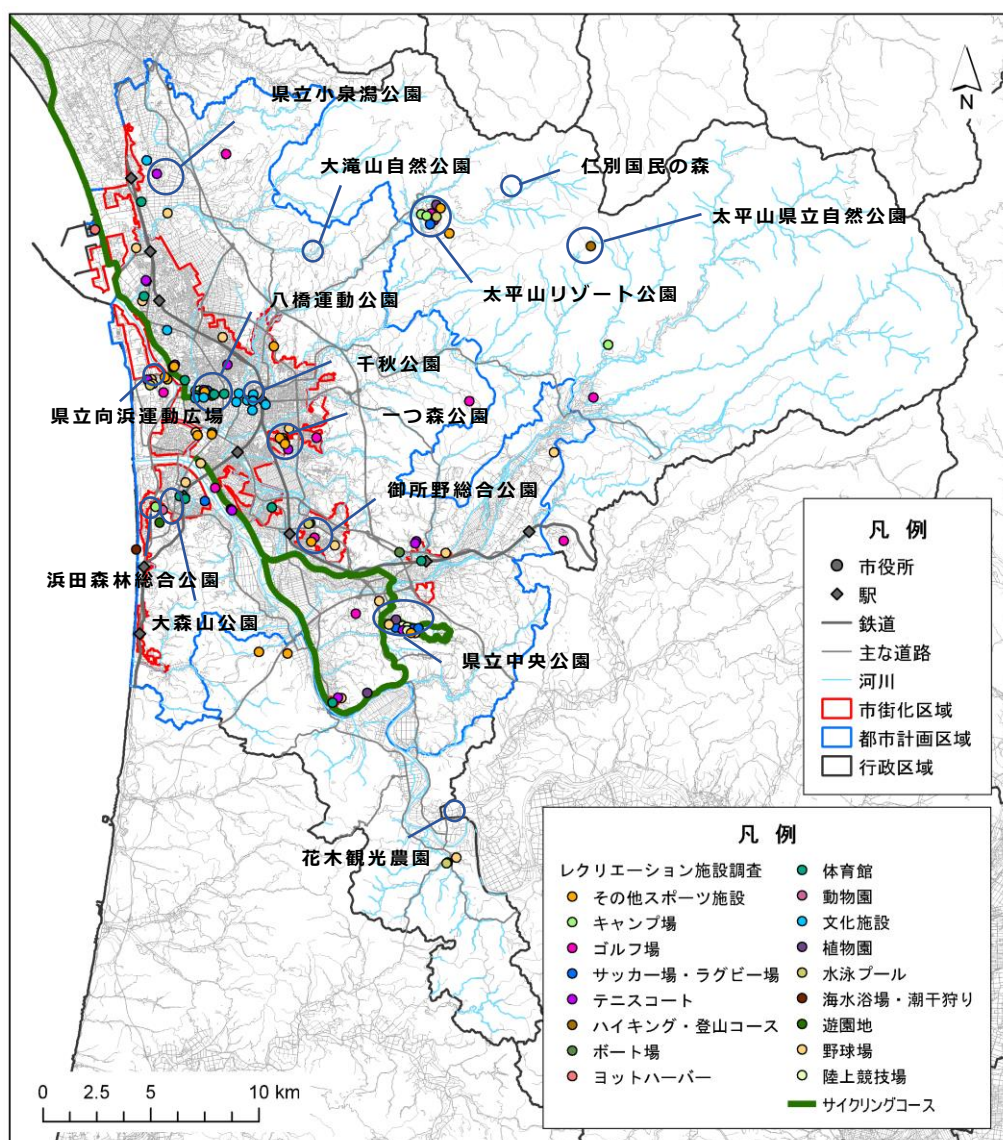


図3-1 レクリエーション施設位置図

資料：平成28年度都市構造分析調査

2 景観調査

本市を代表する景観として、東部に位置する太平山等の東部山岳地帯、南部に位置する高尾山周辺の森林地帯、西部の海岸部に位置する樹林地帯等の自然景観が挙げられます。また、これらを繋ぐように雄物川、岩見川、旭川等の河川が流れ、良好な水辺景観を創出しています。

その他の景観として、秋田駅周辺等、県都としての「顔」となる地区等の都市景観、千秋公園や高清水公園等に代表される歴史的景観が挙げられます。

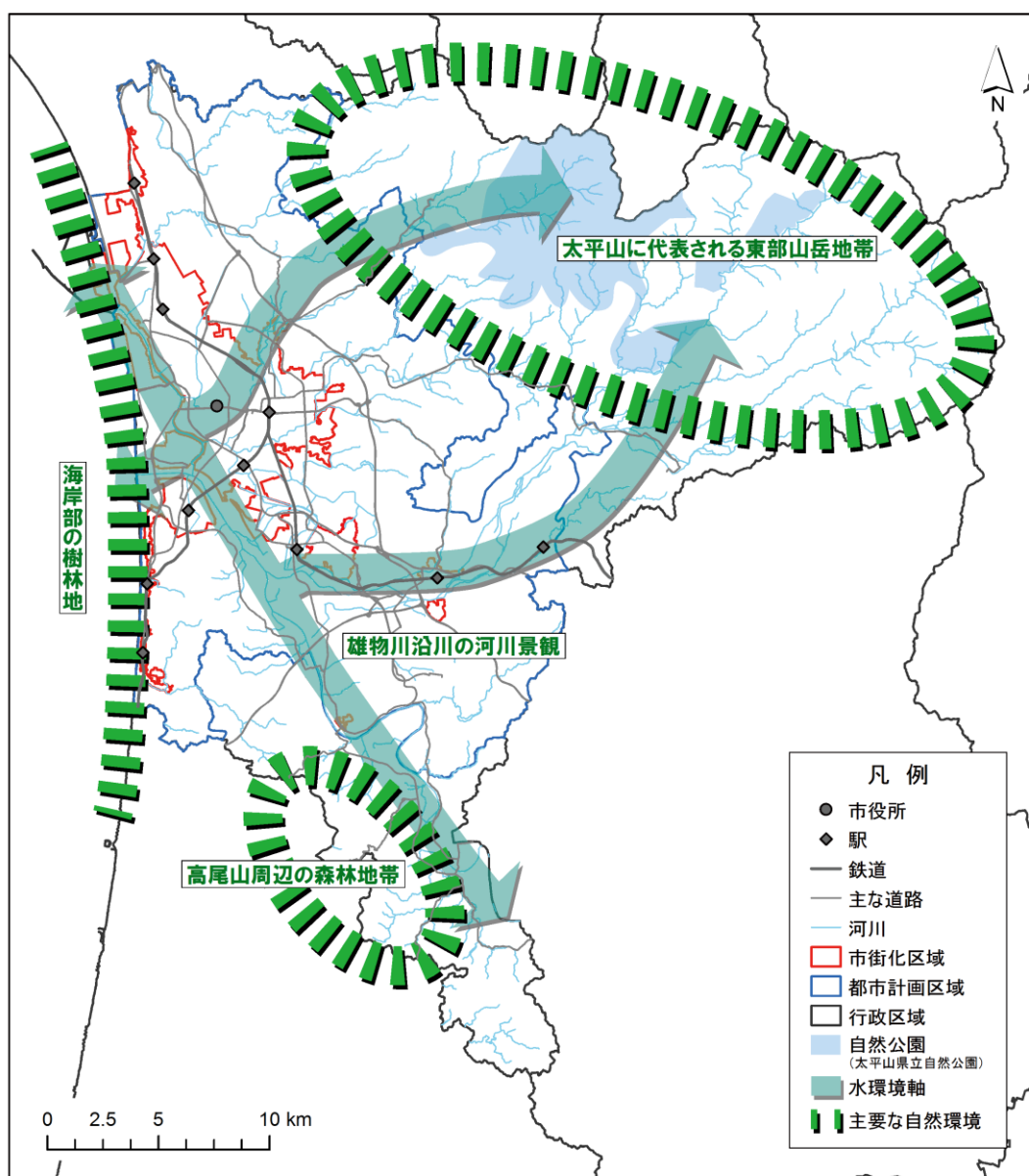


図 3-2 景観分布図

3 防災調査

本市の土砂災害危険箇所のうち、市街化区域内の地すべり危険箇所は、一つ森公園、城跡風致地区、手形山風致地区等に分布しています。また、急傾斜地崩壊危険箇所は、高清水風致地区、手形山風致地区、城跡風致地区等の風致地区や千秋公園、一つ森公園等で見られます。

本市の避難場所^{※1}は、主に学校等のグラウンドや0.25ha以上の面積を有する都市公園を中心に、市内で130箇所指定されています。また、広域避難場所^{※2}として高清水公園、千秋公園、八橋運動公園、秋田カントリークラブグリーン、大森山公園の5箇所が指定されています。

※1 避難場所

⇒災害が発生するおそれがある場合や発災した場合、危険を逃れるために避難住民を受け入れる場所。

※2 広域避難場所

⇒災害発生後、火災の延焼拡大等により避難場所が危険な状況になった場合の二次避難の場所。

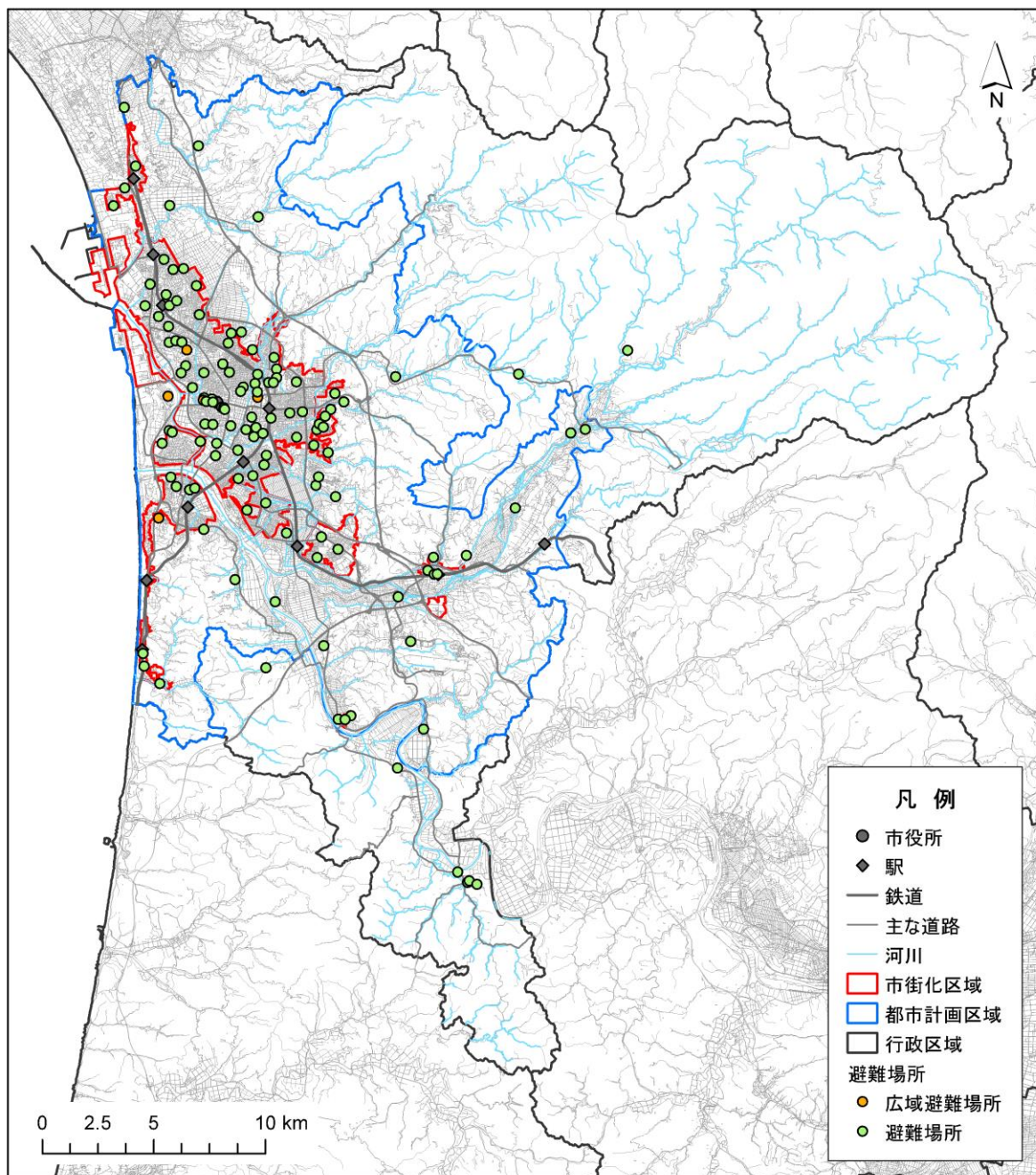


図3-3 避難場所位置図

資料：秋田市地域防災計画（平成26年3月）

4 公園・緑地の維持管理

平成20年度から平成29年度までの公園施設の維持管理・更新等に係る経費は年平均で約10億円となっており、その70%前後を維持管理費が占めています。また、直近の9年間に於いて、維持管理費は増加傾向にあるほか、今後も老朽化した施設や工作物の改修、更新に要する経費の増加が見込まれます。

公園愛護協力会^{※1}は結成団体数が年々増加傾向にあるほか、公園総数（都市公園と児童遊園地の計）に占める公園愛護協力会の結成公園数^{※2}の割合も増加傾向にあります。

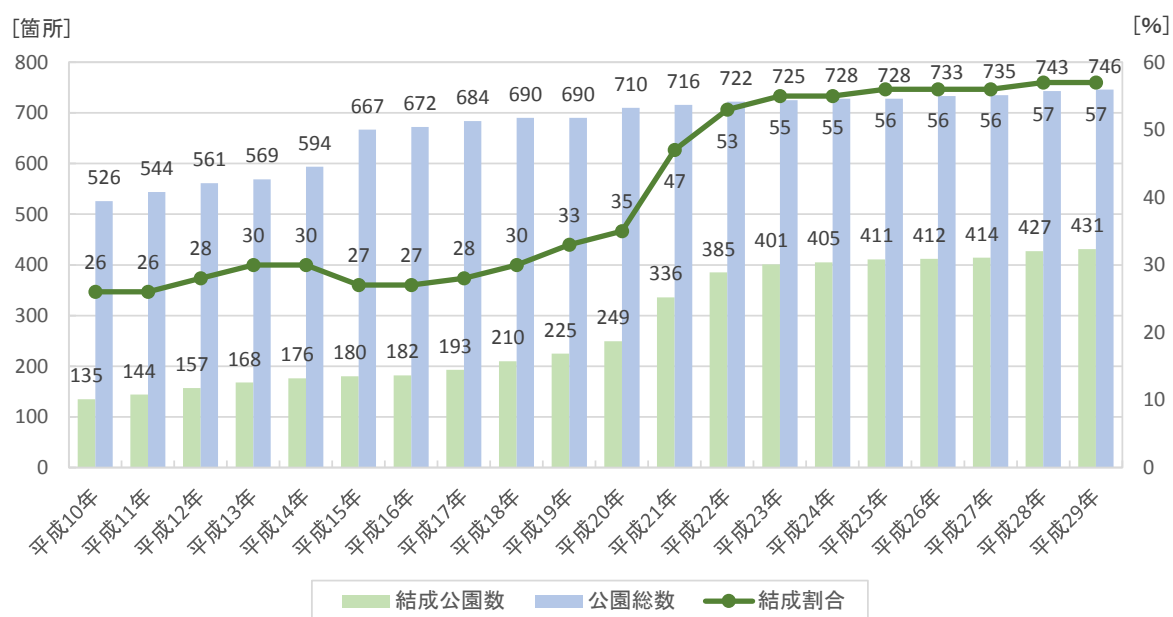


図3-4 公園総数に占める結成公園数の割合

資料：平成30年度秋田市の公園緑地

※1 公園愛護協力会

⇒地域の町内会等による組織が、自主的に公園の草刈りや清掃等を行う制度。

※2 結成公園数

⇒公園愛護協力会団体が活動を行うことを締結した公園数。

第4 市民から見た緑の評価

市民に対して、居住地域の生活環境に係る23項目について、各満足度を5段階で評価する調査を実施した結果、緑に関する「緑の豊かさ」「公園・緑地」「自然景観の美しさ」の3項目は、いずれも満足度が相対的に高くなっています。

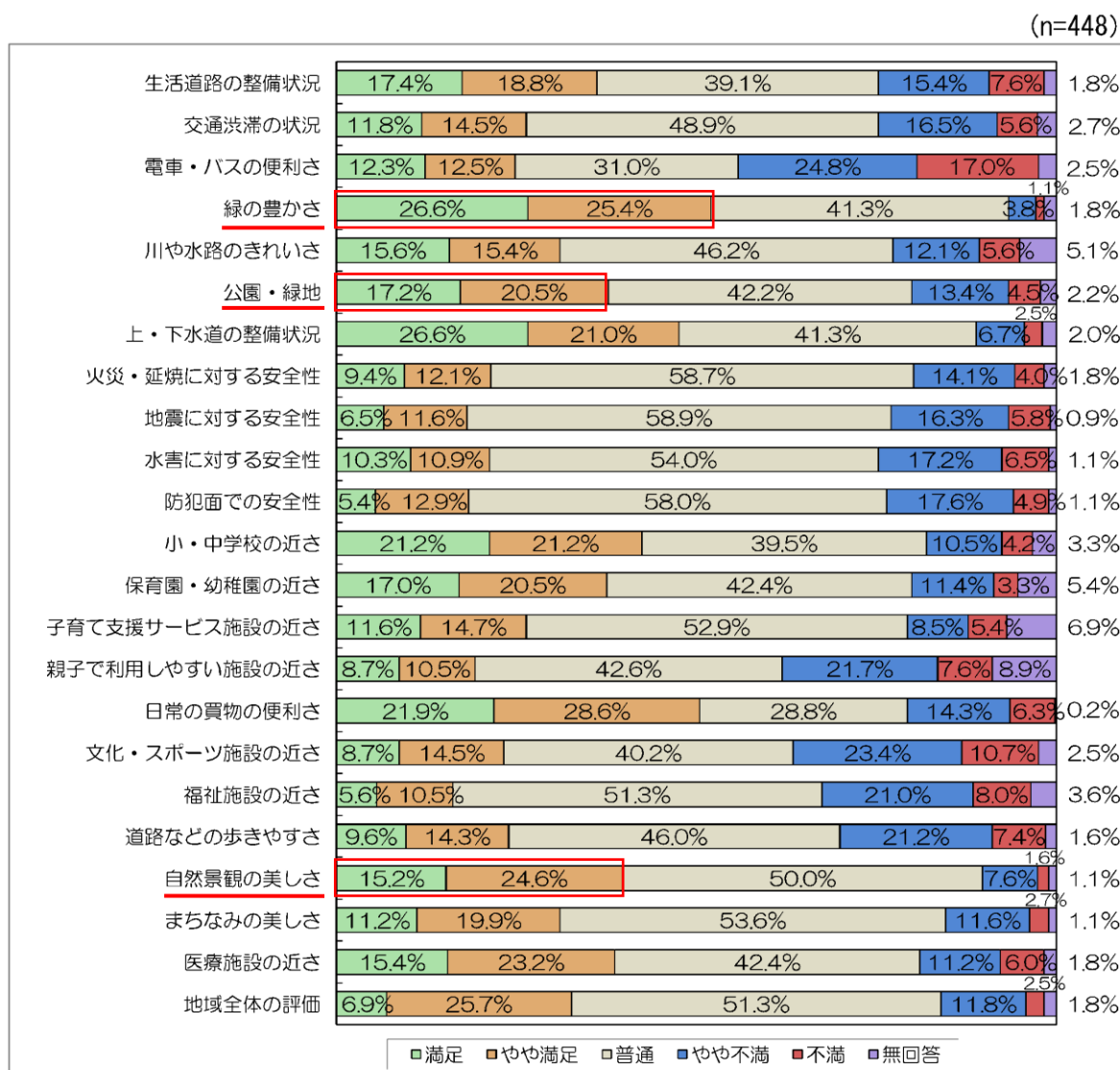


図4-1 市民から見た緑の評価

資料：秋田市『都市計画』および『バリアフリー』に関するアンケート調査（平成28年11月）

第5 上位計画等関連計画の整理

緑の基本計画の検討に当たり、整合や調和等を図る必要のある主な上位関連計画について、概要を示します。

表5-1 主な上位関連計画の概要（1/8）

名称	第13次秋田市総合計画
策定主体 (策定年次)	秋田市 (2016年3月)
目標年次	2020年
基本理念等	とものつくり とともに生きる 人・まち・暮らし ～ストップ人口減少 元気と豊かさを次世代に～
緑に関わる基本方針または関連施策	<p>【将来都市像2】 緑あふれる環境を備えた快適なまち</p> <p>利便性の高い都市基盤を整備しながら、本市の住みよい環境を保全し次世代へ継承することができるコンパクトシティを形成し、いつの時代においても、「緑あふれる環境を備えた快適なまち」を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境との調和 <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全の推進 ・循環型社会の推進 ・地球温暖化への対応 ○都市基盤の確率 <ul style="list-style-type: none"> ・秩序ある都市環境の形成 ・住宅環境の整備

表5-2 主な上位関連計画の概要(2/8)

名称	第6次秋田市総合都市計画
策定主体 (策定年次)	秋田市 (2011年3月)
目標年次	2030年
基本理念等	暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市 ～豊かな自然と共生した人にも地球にもやさしい都市づくりによる元気な秋田の創造～
緑に関わる基本方針または関連施策	<p>【全体構想】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水と緑の整備・保全の方針 <ul style="list-style-type: none"> (1) 水と緑の保全とネットワークづくり (2) 県都秋田の“顔”のイメージアップとニーズに応じた緑の創出 (3) 環境への負荷を低減する緑の保全・活用 (4) 安全・安心に寄与する緑の保全と創出 (5) 緑豊かな生活環境づくり ○その他の都市施設の整備方針 <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会環境の変化に対応した都市施設のマネジメント (2) 環境負荷の低減に配慮した都市施設の整備 (3) 安全・安心なまちづくりに向けた都市施設の整備

表5-3 主な上位関連計画の概要(3/8)

名称	秋田市環境基本計画
策定主体 (策定年次)	秋田市 (2017年10月)
目標年次	2027年
基本理念等	【望ましい環境像】 人にも地球にもやさしいあきた
緑に関わる基本 方針または関連 施策	【基本目標④】 あきたらしい自然に包まれ、 人と自然が調和した心豊かな暮らしの実現 ○自然環境の保全と活用 ・豊かな緑の確保 ・自然が有する多面的機能の有効活用 ○自然とのふれあいの促進 ・自然とふれあう場・機会づくりの確保 ・都市景観の形成・保全 ・自然と歴史的・文化的環境との調和 ○生物多様性の保全 ・生物多様性の状況の把握 ・希少種の保全や外来生物等への対策

表5-4 主な上位関連計画の概要(4/8)

名称	秋田市景観計画
策定主体 (策定年次)	秋田市 (2009年3月)
目標年次	—
基本理念等	<p>【基本方針】</p> <p>(1) 市民協働による景観づくり</p> <p>(2) 地域の特性をいかした景観づくり</p> <p>(3) 新たな「秋田らしさ」の創造</p>
緑に関わる基本方針または関連施策	<p>【景観づくりの個別方針】</p> <p>○土地利用別方針 ⇒公園・緑地・墓園 近隣住民や公園愛護協力会などの関係者が主体的に公園の清掃や除草、維持管理などに取組むことにより、地域に愛着をもたらす景観形成を図る。</p> <p>○景観の性質別方針 ⇒緑を感じる景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丘陵地等の緑の保全と、都市公園の整備促進による緑地景観の形成を図る。 ・街路樹など沿道緑化の一層の推進や桜並木等の保全による道路景観の形成を図る。 ・水辺、緑の拠点を経路樹等で結び、水と緑のネットワークを形成 等

表5-5 主な上位関連計画の概要(5/8)

名称	第5次秋田市農林水産業・農村振興基本計画
策定主体 (策定年次)	秋田市 (2016年3月)
目標年次	2025年
基本理念等	【望ましい環境像】 人にも地球にもやさしいあきた
緑に関わる基本 方針または関連 施策	<p>【基本目標3】 潤いとやすらぎのある農村の創造 ⇒人と自然環境との共存・調和を図りながら、生活環境の整備やコミュニティづくりなどを進め、より快適で暮らしやすい生き生きとした農村の形成を図ります。また、豊かな自然環境や美しい景観、食文化、郷土芸能など、地域資源を生かした都市と農村の共生・対流の促進に努めます。</p> <p>◇施策の基本方針</p> <p>基本方針1 自然と調和した住みよい農村空間の整備</p> <p>基本方針2 都市と農村の共生・対流の促進</p> <p>基本方針3 生き生きとした農村の形成</p>

表5-6 主な上位関連計画の概要(6/8)

名称	秋田市立地適正化計画
策定主体 (策定年次)	秋田市 (2018年3月)
目標年次	2040年
基本理念等	【まちづくりの理念】 暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市 ～豊かな自然と共生した人にも地球にもやさしい 都市づくりによる元気な秋田の創造～
緑に関わる基本方針または関連施策	【多核集約型の都市構造の実現に向けた、 都市政策分野に係る取組みの方向】 ○生活サービス 身近にある自然や田園、全国トップレベルの子育て支援など、本市の魅力を最大限に生かし、「人」の流入促進による地域活性化を目指す。 ○行政運営 コンパクトな市街地形成を念頭におきつつ、計画的な公共建築物・社会基盤施設の管理を進め、将来の維持・更新経費の縮減を目指す。 ◇都市機能の維持・増進に資するその他の施策 良好な市街地環境の形成を図るため、都市基盤整備を実施する。

表5-7 主な上位関連計画の概要(7/8)

名称	秋田市公共施設等総合管理計画
策定主体 (策定年次)	秋田市 (2017年3月)
目標年次	2026年
基本理念等	<p>【公共施設等マネジメント基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な維持保全 ・効率的な施設運営 ・適切な施設サービス
緑に関わる基本方針または関連施策	<p>【公園(今後の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園は、保有量も多く、公園愛護協力会や地域自治会等との連携により、安全確保に向けた監視体制を確保していく。 ○工作物は、計画的な改修・更新等を進めていくほか、とりわけ遊具等は、塗装などによる計画的な予防修繕を継続し、施設の長寿命化と安全確保に努めていく。 ○公園愛護協力会が未組織の自治会等に対する働きかけと併せて、引き続き、地域に身近な公園を愛護していく環境を醸成していく取組が重要である。

表5-8 主な上位関連計画の概要(8/8)

名称	秋田市地域防災計画
策定主体 (策定年次)	秋田市 (2014年3月)
目標年次	—
基本理念等	災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。
緑に関わる基本方針または関連施策	<p>【防災都市づくりの推進】</p> <p>延焼遮断帯や緑地等のオープンスペースの整備を図り、「安全で災害に強いまちづくり」(防災都市づくり)に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画に基づく防災化 <ul style="list-style-type: none"> ・面的整備事業等による安全な市街地の整備 ○オープンスペースの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑道の整備・緑地・農地の保全 ○雪害の予防 <ul style="list-style-type: none"> ・堆雪場の確保 <p>【安全避難の環境整備】</p> <p>市は災害が発生した場合に住民が安全に避難できるよう、避難場所の確保や避難誘導體制の整備を推進し、安全避難の環境整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所および避難所等の指定・整備 <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所および避難所の指定

第6 前計画の評価

1 施策の取組状況と評価

前計画における施策の取組状況と評価について、次のとおり整理しました。

表6-1 施策の取組状況と評価（1/4）

基本理念	基本方針	取組状況と評価
みんなでそだてるみどり	みどりのパートナーを推進します	<p>【○】：公園愛護協会の結成の促進により、平成19年度以降、新たに約100団体が結成された。</p> <p>：緑のまちづくり活動支援基金制度を創設し、市民による緑化活動を支援するとともに、活動内容をホームページにより広報を行った。</p> <p>【×】：みどりに関わる団体間の交流に向けた仕組みづくりには至っていない。</p> <p>◆評価 ⇒公園愛護協会だけでなく、NPO等の活動や事業者の地域貢献活動等との連携など、多様な主体の参画を促進する必要がある。</p>
	みどりへの“気づき”づくりを推進します	<p>【○】：太平山リゾート公園におけるトレイルランニング大会の開催など、自然とのふれあいのきっかけづくりになるイベントを実施した。</p> <p>：スーパー農園（市民農園）を整備し、農作業を通じたグリーン・ツーリズム[※]の推進など、農園を活用した生活スタイルを促進した。</p> <p>：千秋公園や太平山リゾート公園等のパンフレットを作成した。</p> <p>：適切な緑地の保全に向けた、開発行為等への指導・助言等を実施した。</p> <p>◆評価 ⇒緑の多機能性・重要性を広く周知するとともに、様々なイベント等を通して緑に触れる機会を創出するなど、継続的な“気づき”づくりを推進する必要がある。</p>

※ グリーン・ツーリズム

⇒欧米で生まれた余暇利用の形態で、都市生活者が農村などに滞在し、農林漁業を体験したり、その地域の文化にふれたりすること。

表6-2 施策の取組状況と評価(2/4)

基本理念	基本方針	取組状況と評価
みんなのでつくるみどり	みどりの拠点づくりを進めます	<p>【○】：緑化重点地区を指定し、当該地区を中心に公園の再整備を実施した。 ：バリアフリー化等の再整備の際は、設計段階から町内会の意見聴取を実施した。</p> <p>【×】：未開設の都市計画公園があるものの、財政制約の高まり等により、積極的な新設整備は困難である。</p> <p>◆評価 ⇒一定量の公園が整備されてきており、長期未着手の都市計画公園の見直しや「選択と集中」による整備を進めていく必要がある。</p>
	県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます	<p>【○】：千秋公園を対象に、城跡公園としての歴史的背景や自然環境の保全に重きを置いた整備を実施した。</p> <p>【×】：中心市街地では、市民等の発意による緑化活動が行われており、規制による緑化ではなく、活動支援等による市民協働での緑化を進めていることから、地区計画等緑地保全条例制度等の導入には至っていない。</p> <p>◆評価 ⇒千秋公園は、多様化するニーズに対応しつつ、県都あきたの“顔”として、継続的な整備・拡充を進めていく必要がある。 ⇒民有地の緑化推進など、千秋公園を含む中心市街地全体での緑の創出を図っていく必要がある。</p>

表 6-3 施策の取組状況と評価 (3/4)

基本理念	基本方針	取組状況と評価
みんなでつくるみどり	水とみどりのネットワークを進めます	<p>【○】：幹線道路等の街路樹や河川沿いの桜並木の一部は、街路樹愛護会や町内会など、住民組織等の活動によって保護・育成されている。</p> <hr/> <p>◆ 評価 ⇒生物の生態系にも配慮しつつ、引き続き、街路樹や河川の整備・更新・維持・管理を進めていく必要がある。</p>
	みどり豊かな生活環境づくりを進めます	<p>【○】：市民サービスセンター等で壁面緑化等を実施した。 ：緑地協定制度[※]の締結を促進した。(平成20年度に1箇所追加)</p> <p>【×】：緑地における無秩序な市街化への動きは少なく、緑地の保全の必要性が低いため、緑化率規制等の導入には至っていない。</p> <hr/> <p>◆ 評価 ⇒民有地の緑化推進に向け、各種制度の活用促進に係る周知・広報を進めていく必要がある。</p>

※ 緑地協定制度

⇒土地所有者等の合意によって締結される、緑地の保全や緑化に関する協定で、保全・植栽を行う樹木等の種類等を定めることにより、よりよい地域環境の創出を図ることができる。

表6-4 施策の取組状況と評価(4/4)

基本理念	基本方針	取組状況と評価
みんなでまもるみどり	樹林地、農地等、自然の緑の保全を図ります	<p>【○】：風致地区や農業振興地域など、緑地保全制度に基づく適切な保全を実施した。</p> <p>【×】：市民緑地制度の活用による民有地の緑地保全には至っていない。</p> <hr/> <p>◆評価</p> <p>⇒保全対象となる緑地所有者の理解と協力のうえ、引き続き、緑地保全制度を活用した適切な保全を進めていく必要がある。</p> <p>⇒民有地の緑化保全に向け、緑への理解と意識啓発に努め、各種制度の活用促進に係る周知・広報を進めていく必要がある。</p>
	生態系に配慮して地域の緑を守り活用します	<p>【○】：森林公園の適正な維持管理を行い、また、市民等による緑化活動に対し、緑のまちづくり活動支援基金により支援を実施した。</p> <p>【×】：保存樹について、適正な維持管理のための支援を実施したが、現行制度の見直しなど、課題の解決には至っていない。</p> <hr/> <p>◆評価</p> <p>⇒引き続き、市民等の緑化活動への支援等を実施するほか、市民緑地認定制度等の活用による民有地の緑化を促進する。</p> <p>⇒保存樹制度の適切な運用のため、現行制度の見直しも含め、課題の解決に取り組む必要がある。</p>

2 目標水準の達成状況

前計画における緑の目標水準は、「量」と「質」の2つの視点から設定しています。現況の達成状況について、次のとおり整理しました。

(1) 「量」に係る目標値の達成状況

緑の量に係る目標水準「市街地における緑地率」について、前計画の目標値と現況の達成状況を次に示します。

現況の市街地の緑地率は23.2%となっており、前計画における短期目標値(23.9%)には及ばないものの、策定当時(23.0%)と比較して増加しています。増加の主な要因としては、都市公園や公共施設緑地等の増加が挙げられます。

◇ 目標値の算出方法

市街地における緑地率

$$= \frac{\text{市街化区域の公的および市民協働緑地および市街化区域に隣接する公的緑地面積}}{\text{(市街化区域の面積 + 市街化区域に隣接する公的緑地面積)}}$$

表6-5 前計画の目標値の達成状況

	前計画				現況値(2017年)	
	策定当時(2007年)		短期目標(2017年)		面積(ha)	緑地率(%)
	面積(ha)	緑地率(%)	面積(ha)	緑地率(%)		
公的緑地	1,756.1	22.9	1,826.9	23.8	1,778.7	23.1
基幹公園や児童遊園地	266.9	3.5	275.1	3.6	279.6	3.6
その他都市公園や公共施設緑地	233.3	3.0	233.3	3.0	242.5	3.2
法による保全緑地	1,255.8	16.4	1,318.4	17.2	1,256.6	16.3
市民協働による緑地	6.0	0.1	6.7	0.1	6.0	0.1
市街化区域等面積	7,667		7,667		7,693	
緑地率	23.0		23.9		23.2	

(2) 「質」に係る目標値の達成状況

緑の質に係る目標水準「市街地における都市公園のバリアフリー化率」について、前計画の目標値と現況の達成状況を次に示します。


現況の市街地のバリアフリー化率は64.6%となっており、前計画における短期目標値(64.0%)を上回っています。このことから、前計画に基づき、計画的な整備が実施されたといえます。

◇目標値の算出方法

市街地における都市公園のバリアフリー化率
 = バリアフリー整備された都市公園数 / 都市公園数
 都市公園：市が管理するもの

表6-6 前計画の目標値の達成状況

	前計画		現況値(2017年)
	策定当時(2007年)	短期目標(2017年)	
バリアフリー化率	42.8% (77/180公園)	64.0% (115/181公園)	64.6% (133/206公園)



第 2 編
緑の評価

第1 緑の機能別評価

1 評価方法

緑の機能別評価は、次に示す視点および評価項目により整理・検討しました。

表 1-1 緑の機能別評価の評価内容

評価の視点 (機能)と 考え方	項目	内容	
環境保全機能	都市環境を保全するための機能	①骨格的な緑	骨格的な緑を形成する自然
		②市を代表する自然環境	良好な植物群落、良好な水辺等特筆すべき自然の特性
		③優れた歴史風土の緑	歴史資源と一体となった緑
		④快適な生活環境	都市公園等の生活環境の維持向上に資する施設緑地
		⑤優れた農林業地	林地や農地等の農林業地を形づくる緑
		⑥動植物の保全	動植物、またはその生息・成育環境の保全に資する緑地
		⑦都市環境負荷の軽減	ヒートアイランド現象等に対してその解消に効果があると想定される緑
防災機能	災害時における避難場所、避難路等、都市の安全性を守り高める緑	①自然災害への防備	自然災害の防止や緩和に資する緑
		②人為災害への防備	火災等人為災害の防止や緩和に資する緑
		③避難活動	避難活動の拠点となる避難地
景観形成	都市の風景を構成する要素としての緑	①市を代表する自然景観	本市を特徴づける重要な構成要素となる緑
		②優れた景観の眺望点	眺望を楽しむ視点場の緑
		③都市景観の創出	都市景観において重要だと考えられる緑・オープンスペース
レクリエーション機能	レクリエーション需要に対応して積極的に活用される緑	①身近なレクリエーション空間	住区基幹公園に代表される身近なレクリエーション空間となっている公園等
		②広域的なレクリエーション空間	広域的なレクリエーション空間となっている公園等
		③ネットワークの確保	公園緑地の相互補完や連携促進によるレクリエーションネットワーク
健康・学習機能	心身の健康増進、学びの場としての緑	①心身の健康増進	心身の健康増進に資する緑
		②学びの場	学びの場としての緑

2 各機能別評価

緑の機能別評価を以下のとおり整理しました。

(1) 環境保全機能

□ 骨格的な緑

対象			評価
骨格的な緑を形成する山や河川等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 東部山岳地帯 ◆ 高尾山周辺 ◆ 海岸部の樹林地 	⇒	太平山に代表される東部山岳地帯、高尾山周辺の森林地帯や雄物川等の河川は、骨格的な緑として、良好な環境を今後とも保全する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 雄物川 ◆ 岩見川 ◆ 旭川 		

□ 市を代表する自然環境

対象			評価
本市の自然環境を代表する山の緑	◆ 太平山一帯	⇒	骨格的な緑とともに、市街地やその周辺に点在する樹林地等のまとまった緑や主要な河川は、市を代表する自然環境を形成しており、その環境を今後とも保全する必要がある。
市街地西側の海岸部の緑	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大森山 ◆ 勝平山一帯 ◆ 海岸部の樹林地 		
市街地周辺、平野部との境界に残る緑	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 太平山 ◆ 金照寺山 ◆ 一つ森 ◆ 手形山 ◆ 金足 ◆ 高清水 ◆ 焼山 ◆ 勝平山 ◆ 大森山 		
市街地西側の海岸部の緑	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 雄物川 ◆ 岩見川 ◆ 旧雄物川（秋田運河） ◆ 太平川 ◆ 旭川 ◆ 草生津川 ◆ 新城川 		

□ 優れた歴史風土の緑

対象			評価
本市の歴史の象徴として古くから親しまれている緑	◆久保田城址 (千秋公園)	⇒	市民の憩いの場として、あるいは地域の歴史を象徴する重要な要素である歴史資源と一体となった緑は、優れた歴史的風土を形づくる緑として、今後とも保全する必要がある。
文化財と一体となった緑	◆秋田城址 (高清水公園) ◆天徳寺 ◆旧奈良家住宅周辺		
まとまりのある社寺林	◆総社神社 ◆天徳寺 ◆護国神社 ◆宝塔寺 等		
歴史ある樹木、美観上優れた樹木、貴重な樹木	◆保存樹		

□ 快適な生活環境

対象			評価
快適な生活環境を支える緑	◆住区基幹公園 (街区公園、近隣公園、地区公園)	⇒	生活環境の維持向上に資する住区基幹公園や民有地を含めた宅地の緑等は、快適な生活環境を形づくる緑として、整備・充実に進めていく必要がある。
	◆生垣や庭園、建物周囲の緑化など、緑豊かな街区		

□ 優れた農林業地

対象			評価
農地の緑	◆市街地周辺の農用地地帯	⇒	農業地・林業地を形づくる緑となる農地や林地は、農業基本計画等の他計画・施策との調整を図りつつ、今後とも保全する必要がある。
林地の緑	◆出羽山系の樹林地 ◆南部丘陵の丘陵地の林地		

□ 動植物の保全

対象			評価
野生動植物の生息地	◆太平山一帯 ◆海岸沿いの砂丘 ◆旧雄物川 （臨海大橋付近） ◆女瀉 ^{めがた} 湿原 ◆金足高岡溜池	⇒	動植物の生息・成育の空間となる山地や河川は、樹林や自然草地、水域等自然性の高い環境を有する緑として、今後とも保全する必要がある。



歴史風土の緑（千秋公園の表門）



住区基幹公園の緑（川尻カイハ街区公園）

□ 都市環境負荷の軽減

対象		評価
市街地に残る緑地 および周辺の丘陵 地の緑	<ul style="list-style-type: none"> ◆大森山 ◆金照寺山 ◆一つ森 ◆手形山 ◆千秋公園 ◆金足 ◆高清水 ◆焼山 ◆勝平山 	⇒
主要な河川の水と緑	<ul style="list-style-type: none"> ◆雄物川 ◆岩見川 ◆旧雄物川（秋田運河） ◆太平川 ◆旭川 ◆草生津川 ◆新城川 	
緩衝緑地 [※] として の機能を持つ臨海 工業地周辺の緑	<ul style="list-style-type: none"> ◆勝平山一帯 ◆浜ナシ山一帯 ◆グリーンパーク 	
緑陰や気象緩和の 役割を果たす幹線 道路の街路樹帯	<ul style="list-style-type: none"> ◆幹線道路 ◆都市計画道路 	
		<p>都市環境負荷の軽減のための 緑となる市街地部に隣接する緑 や臨海部の緑、主要幹線道路に おける街路樹帯等は、大気汚染 の抑制や都市型気象の緩和に資 する緑として、保全・整備を図 っていく必要がある。</p>

※ 緩衝緑地

⇒ 騒音、振動、大気汚染等を緩和・防止することを目的として設けられる空地で、主に公害や災害の発生が危惧される地域と住宅地・商業地等の分離が必要な位置に設置される。

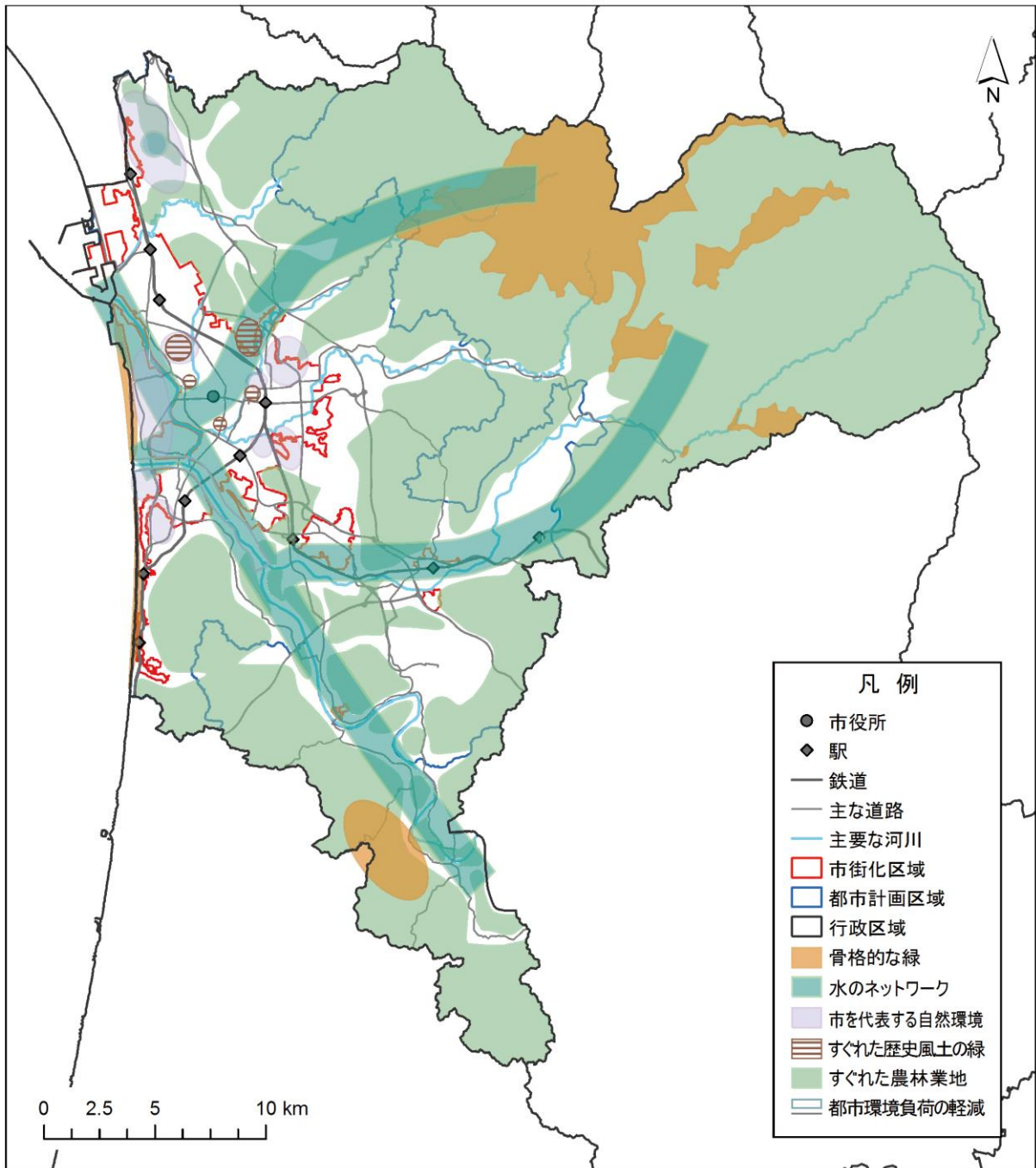


図 1 - 1 環境保全機能評価図

(2) 防災機能

□ 自然災害への防備

対象		評価
保安林の緑	◆ 保安林	⇒ 森林地域や保安林、その他防災関連規制区域等の緑は、自然災害の防止や緩和に資する緑として、今後とも保全する必要がある。
急傾斜地崩壊危険区域の緑	◆ 高清水 ◆ 手形山 ◆ 千秋公園 ◆ 一つ森 ◆ 城跡 ◆ 金照寺山	
地すべり防止区域の緑	◆ 千秋公園 ◆ 一つ森公園	
水害危険区域の緑	◆ 雄物川 ◆ 岩見川 ◆ 旧雄物川（秋田運河） ◆ 太平川 ◆ 旭川 ◆ 草生津川 ◆ 新城川	
保水力を保つ森林の緑	◆ 太平山から平野部に至る林地	
遊水池※的な機能を持つ緑	◆ 水田の緑	
雪害から地域を守る緑	◆ 街区公園・児童遊園地（冬期間に排雪場として開放）	

※ 遊水池

⇒ 洪水時に河川の水を流入させて、一時的に貯留し、流量の調節を行う土地のこと。

□ 人為災害への防備

対象		評価
緩衝緑地としての機能を持つ臨海工業地周辺の緑	◆グリーンパーク ◆浜ナシ山一帯	⇒ 工場緑化による緑、幹線道路の街路樹等は、公害や災害の防止や緩和に資する緑として、保全・整備を図っていく必要がある。
幹線道路の街路樹帯	◆幹線道路 ◆都市計画道路	
緑化の推進の必要な火災危険区域	◆土崎地区 ◆大町地区 ◆檜山地区 ◆東通地区 ◆新屋地区	

□ 避難活動

対象		評価
避難場所	◆近隣公園 ◆街区公園	⇒ 公園緑地は、災害時の避難地や避難路のほか、救助・復旧活動の拠点等として役割を担うため、地域防災計画等との調整を図りつつ、より安全な避難体系を構成する緑として整備・充実を進めていく必要がある。
広域避難場所	◆総合公園 ◆運動公園 ◆特殊公園 ◆広域公園	



自主防災訓練の様子（山王第二街区公園）

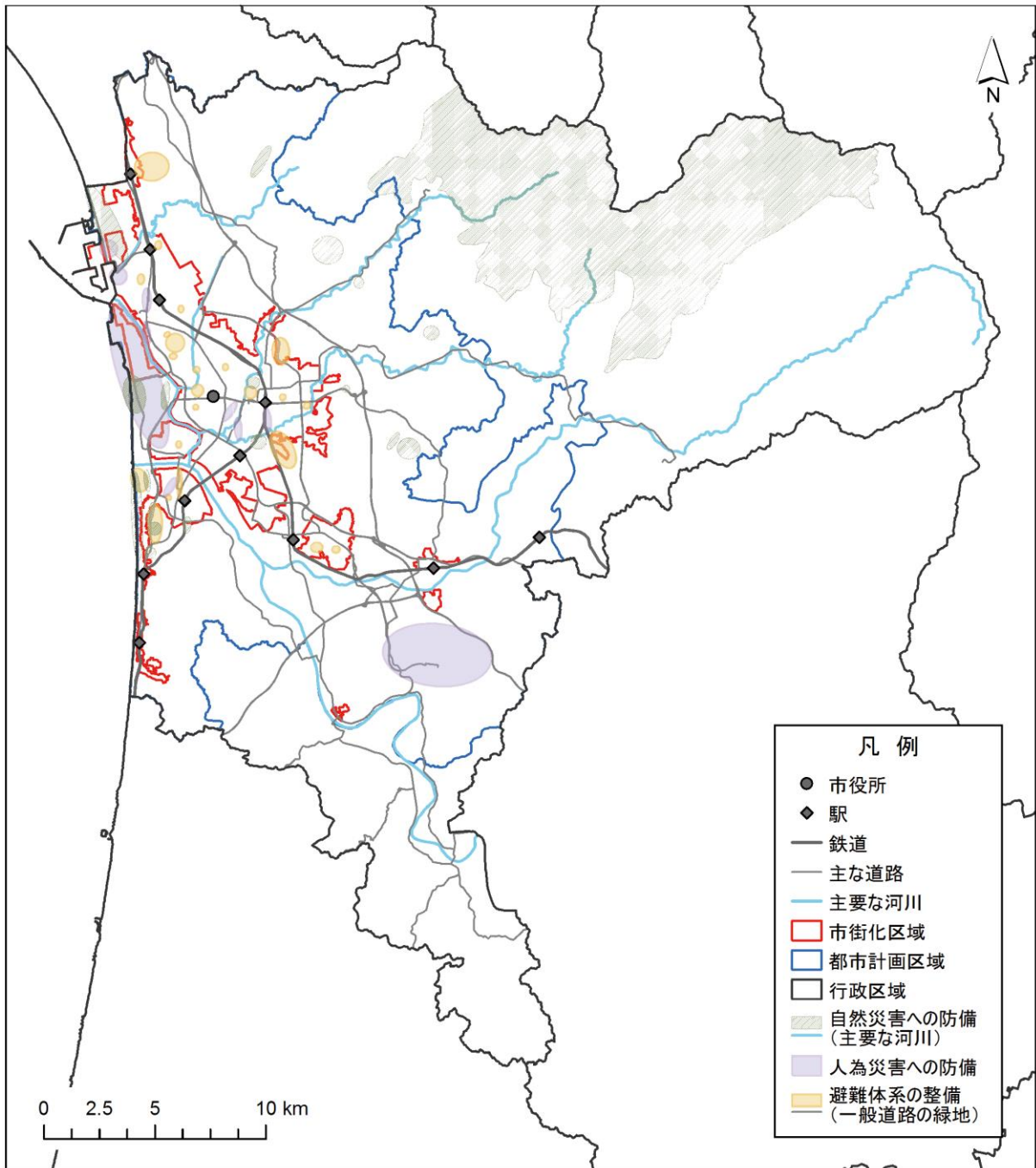


図1-2 防災機能評価図

(3) 景観形成機能

□市を代表する自然景観

対象			評価
林地の緑	◆ 太平山から続く山系と南部丘陵地の樹林地	⇒	シンボルである太平山から続く山系、市街地を囲む丘陵地、都心に残る貴重な緑、水田地帯、海岸部や雄物川等の水辺の緑等は、本市を特徴づける重要な景観の構成要素となる緑として、今後とも保全する必要がある。
丘陵地の緑	◆ 高清水や大森山、天徳寺山等の市街地を囲む丘陵地の緑		
都心の緑	◆ 中心市街地のシンボルとしての千秋公園		
農地の緑	◆ 市街地周辺の農用地地帯		
海岸部の緑	◆ 勝平山一帯 ◆ 海岸部の樹林地		
水辺の緑	◆ 雄物川周辺水辺と緑 ◆ 女 ^{めがた} 瀧周辺水辺と緑		

□優れた景観の眺望点

対象			評価
快適に眺望を楽しむことのできる眺望地点の緑	◆ 千秋公園 ◆ 天徳寺山 ◆ 手形山 ◆ 大森山 ◆ 北の丸 ◆ 和田公園 ◆ 一つ森 ◆ 高尾山 ◆ 長者山	⇒	展望施設の周辺や眺望地点における緑は、眺望を楽しむ視点場の緑として保全・整備を図っていく必要がある。

□ 都市景観の創出

対象		評価
県都としての「顔」 となる地区	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 秋田駅周辺 ◆ 山王地区 ◆ 川反地区 	⇒ 秋田駅前周辺や行政機能が集積する山王地区、水辺景観を有する川反地区など、県都としての「顔」となる地区のほか、不特定多数の利用がある幹線道路、市街地を貫流する河川空間に分布する緑は、都市景観を向上させる緑として保全・整備を図っていく必要がある。
幹線道路の街路樹帯	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 幹線道路 ◆ 都市計画道路 	
市街地内を貫流する河川空間	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 雄物川 ◆ 旧雄物川（秋田運河） ◆ 太平川 ◆ 旭川 ◆ 草生津川 	



太平山山頂からの眺め



大森山公園一体の緑

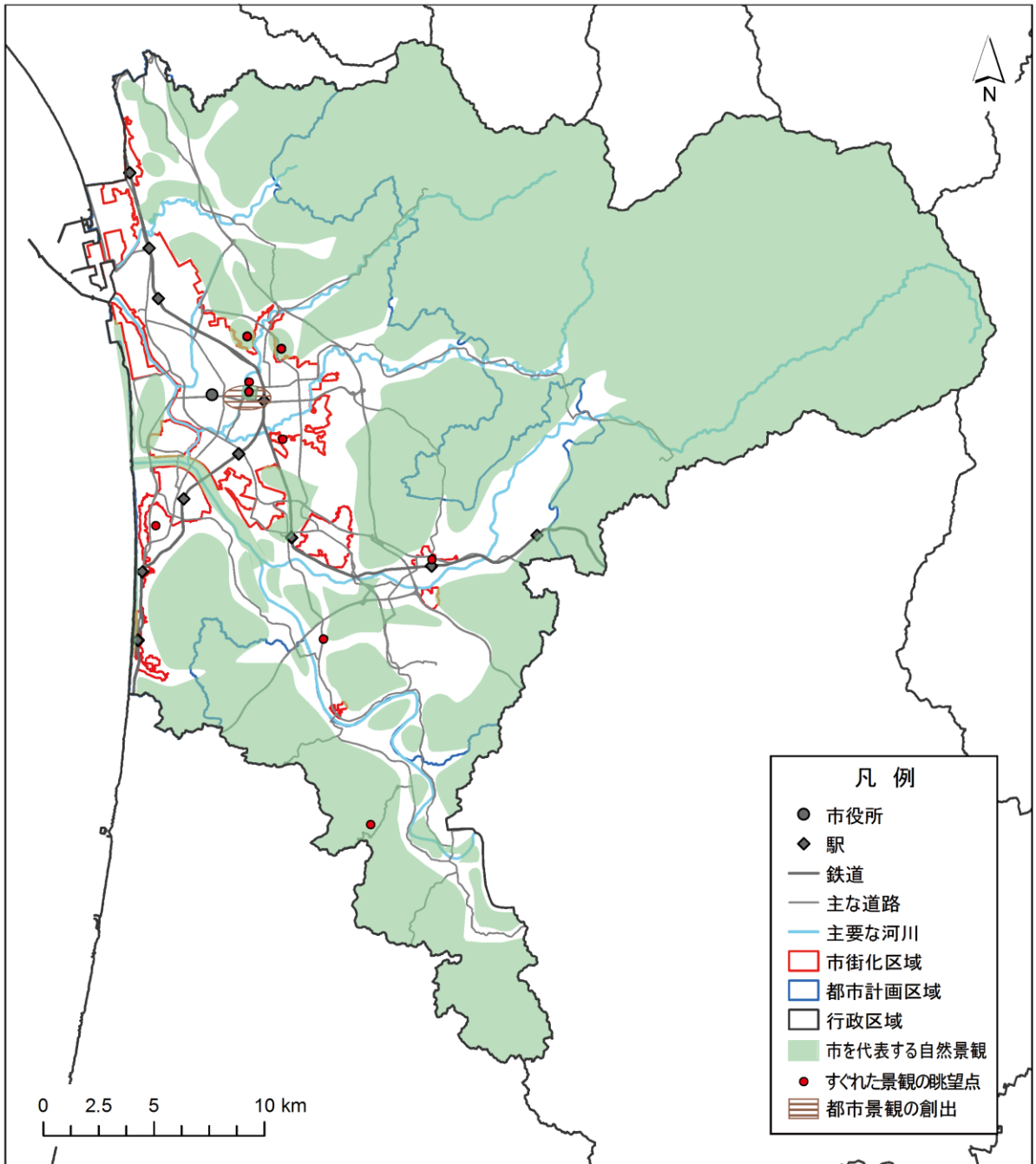


図 1 - 3 景観機能評価図

(4) レクリエーション機能

□身近なレクリエーション空間

対象		評価
日常でのレクリエーション活動の場となる緑	◆住区基幹公園 (街区公園、近隣公園、地区公園)	⇒ 住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）等の都市公園や児童遊園地等の施設緑地は、日常圏におけるレクリエーションの場となる緑として、日常的な利用に対応できるよう、身近な公園の不足地域を中心として、整備・充実を進めていく必要がある。
	◆児童遊園地	



千秋公園の観桜会

□ 広域的なレクリエーション空間

対象		評価
自然を楽しむ広域公園	◆ 県立小泉湯公園	⇒ 太平山リゾート公園や八橋運動公園等の大規模公園は、広域的なレクリエーション空間として、整備・充実を進めていく必要がある。
各々に個性ある総合公園	◆ 千秋公園 ◆ 大森山公園 ◆ 一つ森公園 ◆ 太平山リゾート公園 ◆ 御所野総合公園	
スポーツレクリエーションの拠点となる運動公園	◆ 八橋運動公園 ◆ 向浜運動施設 ◆ 県立中央公園スポーツゾーン	
自然の様々な姿に触れる各種体験施設	◆ 花木観光農園 ◆ 太平山県立自然公園 ◆ 大滝山自然公園 ◆ 浜田森林総合公園 ◆ 市民の森 ◆ 仁別国民の森	

□ネットワークの確保

対象		評価
河川緑地や河川沿いの歩道等を中心とする河川の緑	<ul style="list-style-type: none"> ◆雄物川 ◆岩見川 ◆旧雄物川（秋田運河） ◆太平川 ◆旭川 ◆草生津川 ◆新城川 	⇒ 拠点となる緑を結び合わせる河川空間や緑道など、線状の緑地は、レクリエーション利用をより向上させる緑として、保全・整備を図っていく必要がある。
歩く楽しみ、ゆっくりサイクリングの楽しみを持てる広域遊歩道の緑	<ul style="list-style-type: none"> ◆新奥の細道 ◆広域自転車道 （秋田男鹿自転車道、秋田中央公園自転車道、仁別雄物川自転車道） 	
まちの緑を楽しめる街路樹や市街地内緑道等の緑	<ul style="list-style-type: none"> ◆幹線道路 ◆都市計画道路 ◆仲小路 ◆秋田駅・千秋公園 ◆山王带状緑地 	

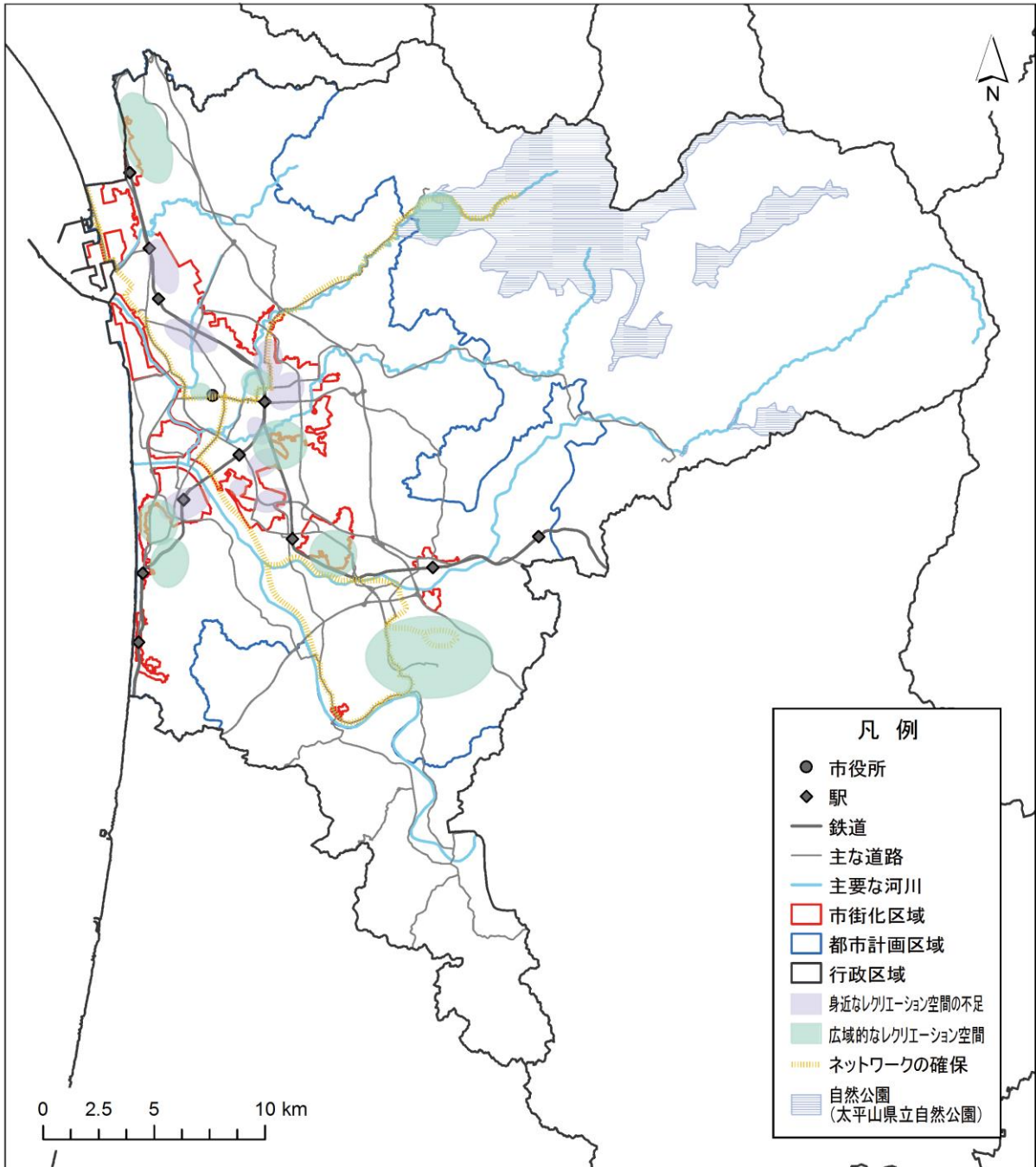


図 1-4 レクリエーション機能評価図

(5) 健康・学習機能

□心身の健康増進

対象		評価
森林浴等の自然とのふれあいにより、心身の健康増進に資する緑	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 太平山県立自然公園 ◆ 大滝山自然公園 ◆ 浜田森林総合公園 ◆ 市民の森 ◆ 仁別国民の森 ◆ 高清水公園 ◆ 大森山公園 ◆ 市街地を取り巻く周縁部の緑 	⇒ 自然公園や森林公園、河川空間の緑や自然環境は、ふれあうことで心身の健康増進が図られることから、健康増進に資する緑として、保全・活用を図る必要がある。
水と緑とのふれあいにより、心身の健康増進に資する緑	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 雄物川 ◆ 岩見川 ◆ 旧雄物川（秋田運河） ◆ 太平川 ◆ 旭川 ◆ 草生津川 ◆ 新城川 ◆ 海岸部の樹林地 	

□ 学びの場

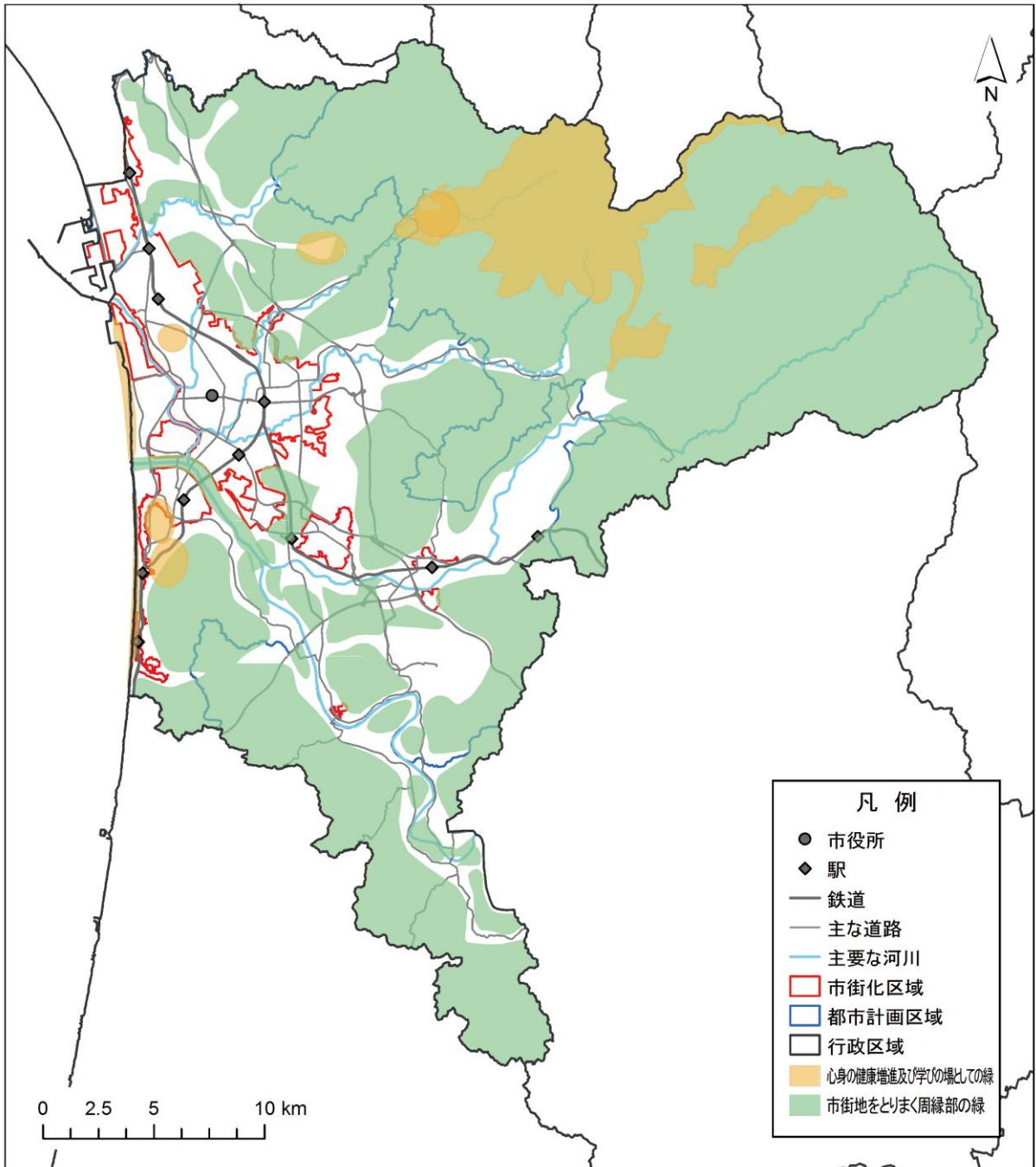
対象		評価
<p>野外活動等の自然とのふれあいにより、自然を学習できる緑</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 太平山県立自然公園 ◆ 大滝山自然公園 ◆ 浜田森林総合公園 ◆ 市民の森 ◆ 仁別国民の森 ◆ 太平山リゾート公園 ◆ 高清水公園 ◆ 大森山公園 ◆ 一つ森公園 ◆ 市街地を取り巻く周縁部の緑 	<p>⇒</p> <p>自然公園や森林総合公園等のほか、河川空間の緑、公園樹・街路樹等は、自然体験を通じた環境教育や野外活動の場・学びの場として、保全・活用を図る必要がある。</p>
<p>水と緑とのふれあいにより、自然を学習できる緑</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 雄物川 ◆ 岩見川 ◆ 旧雄物川（秋田運河） ◆ 太平川 ◆ 旭川 ◆ 草生津川 ◆ 新城川 ◆ 海岸部の樹林地 ◆ 新屋海浜公園 	



公園での紅葉ウォーキング



太平山山開き登山



◆ 第2編
◆ 緑の評価

図 1 - 5 健康・教育機能評価図

第2 緑を取り巻く社会情勢の変化

緑を取り巻く社会情勢の変化について、次のとおり整理しました。

■ 人口減少社会への対応

地方都市における人口減少・高齢化の進行に対応すべく、国は、コンパクト・プラス・ネットワーク[※]の形成による、持続可能なまちづくりの実現を目指しています。

本市は、人口の継続的な自然減・社会減に加え、高齢化の更なる進展が見込まれる中、市街地の低密度化に伴い懸念される諸問題に対応するため、多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成に向けた実施計画として「秋田市立地適正化計画（平成30年3月）」を策定しました。

このことから、人口構造の変化に伴うニーズの変化や財政制約の高まり等に対応しつつ、本市の魅力の一つである豊かな緑を保全し活用することで、人口減少社会においても選ばれる都市へと魅力を高めるとともに、居住誘導等コンパクトな市街地形成に寄与する緑のまちづくりを進めていくことが求められています。

※ コンパクト・プラス・ネットワーク

⇒人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めていく考え方のこと。

■ 地球温暖化対策における緑への期待

地球温暖化に係る世界共通の目標が掲げられるなど、世界規模で地球温暖化対策への取組が行われており、我が国においても温室効果ガスの排出削減・吸収量の確保に向けた様々な施策が実施されています。

本市は、年平均気温が上昇傾向にあるほか、サクラの開花日の早まりやカエデの紅葉日の遅れなど、地球温暖化の影響と考えられる変化が見られており、市域の温室効果ガス排出削減に向け、「秋田市地球温暖化対策実行計画（平成28年3月）」を策定しました。

本市に広く分布する森林を中心とした緑や公園、民有緑地等の都市緑地は、温室効果ガスの吸収源として大きな役割を担っており、適切な保全・整備が求められています。

■ 生物多様性の保全に対する意識の高まり

様々な恵みをとおして「いのち」と「暮らし」を支えてきた生物多様性は、市街地開発や里地・里山等の利用・管理の縮小等を要因として失われつつあり、国は、その保全および持続可能な利用に向けた様々な施策を実施しています。

本市は、様々な自然環境に野生生物が適応し、生息・成育しており、豊かな生物相が育まれています。このことから、「秋田市環境基本計画（平成29年10月）」では、生物多様性に配慮した地域環境を保全するとともに、自然と共生した社会の実現を環境目標として掲げています。

本市の緑は、これらの豊かな生物相を支えていることから、多様な生物の生息・成育の場の保全・創出による生態系ネットワークの維持など、生物多様性への配慮が求められています。

■ 多発する自然災害への対応

我が国の国土は、気象、地形、地質等の自然的条件が極めて厳しい状況下であり、毎年のように自然災害が発生しています。特に、水害や土砂災害は頻発化・激甚化しており、命と暮らしを守るために必要なハード・ソフト対策が進められています。

本市にあっても、平成30年5月の観測史上最大となった大雨[※]による浸水被害が発生しており、防災・減災、老朽化対策など、都市全体の防災性能の向上に向けた取組により、安全で災害に強いまちづくりを目指しています。

本市の緑は、土砂災害防止や水害軽減のほか、避難路や避難場所、延焼遮断帯等として機能を有していることから、さらなる防災・減災機能の向上が求められています。

■ 観光まちづくりに対する機運の高まり

近年、訪日外国人旅行者数は急速に拡大しており、我が国の経済を支える産業として、さらには地方創生の切り札として、「観光立国」の実現に向けた様々な施策が実施されています。

本市においても、地域資源を活かした都市の魅力向上に向けた取組を進めるなど、交流人口の拡大や地域経済への波及を目指しています。

本市の歴史・文化の象徴である千秋公園や、動物園や遊園地を有する大森山公園、豊富な自然環境を活かした広域的な観光レクリエーション機能を有する太平山リゾート公園など、大規模公園は、地域の特性を活かした観光拠点として魅力を高めていくことが求められています。

※ 観測史上最大となった大雨

⇒秋田地方気象台において24時間降水量が140.0ミリに達した大雨。

■ 公共施設の維持管理費の増大や更新時期の集中

高度経済成長期に集中的に整備された公共施設や社会基盤施設は一斉に老朽化が進行しており、維持管理・更新に係るトータルコストの縮減・平準化に向けた取組が進められています。

本市においても、社会基盤施設等に係る財政制約の高まりや、人口減少に伴う公共施設等の利用需要の変化に対応すべく、社会基盤施設等の総合的かつ計画的な管理に向け、「秋田市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」を策定しました。

このことから、同計画に基づき、計画的な改修・更新等を進めていくほか、塗装等の予防修繕を継続し、施設の長寿命化と安全確保に努めていく必要があります。

■ 「緑の活用」に向けた法律改正等への対応

平成27年には、国土形成計画に「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」等といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラ[※]の取組を推進することが盛り込まれ、また、平成29年には、都市の緑における良好な景観や環境、にぎわいの創出等に対し、民間活力をできる限り活かしながら保全・活用を進めるため、都市緑地法等の一部が改正されました。

本市の緑においても、多様化するライフスタイルやニーズの変化に対応しつつ、市民や事業者等の多様な主体の参加・連携を促進しながら、都市公園の再生や活性化等の取組により、緑の多機能性を最大限引き出すことが求められています。

※ グリーンインフラ

⇒ 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

第3 計画課題の整理

現況調査結果や緑の機能別評価、前計画での取組状況、緑を取り巻く社会情勢の変化等から、次のとおり計画課題を整理しました。

■ 骨格を形成する緑の保全

- ・本市の骨格的な緑を形成している太平山、高尾山等の山地や雄物川、旭川等の河川等について、市の貴重な資源として、保全する必要がある。
- ・千秋公園等の大規模公園にある身近で豊かな緑を適切に保全する必要がある。

■ 市街地を取り囲む緑の保全

- ・市街地周辺の金照寺山、高清水、手形山等のまとまった緑は、本市を代表する緑として、引き続き、風致地区等の緑地保全制度を活用し、適切に保全する必要がある。
- ・農林業地について、緑地としての永続性に着目し、農業基本計画や地域森林計画等の関連施策との連携により、保全する必要がある。
- ・社寺林や保存樹等の優れた歴史風土を形づくる緑を適切に保全する必要がある。
- ・里地・里山など、市街地周辺の樹林地を保全する必要がある。

■ 持続可能な公園管理

- ・ 高度経済成長期に集中的に整備された公園施設は一斉に老朽化が進行していることから、維持管理・更新に係るトータルコストの縮減・平準化が求められており、計画的な改修・更新等を進めていくほか、塗装等の劣化を未然に防ぐ予防修繕等により、施設の長寿命化と安全確保に努めていく必要がある。
- ・ 公園愛護協力会等による除草・美化活動などの日常管理だけでなく、公園利用の安全確保に関して、官と民が連携する必要がある。

■ 身近な公園整備の推進と整備方針の見直し

- ・ 秋田駅周辺など、住区基幹公園等の不足地域を中心に、日常的な利用に対応した公園・緑地の整備を進める必要がある。
- ・ 緑化重点地区は、引き続き、緑の保全や整備等の施策の推進により、都市緑化の推進を図る必要がある。
- ・ 長期未着手の都市計画公園は、必要性や代替性、実現性を踏まえ、見直しを図る必要がある。

■ 河川や道路を活用した水と緑のネットワークの形成

- ・ 骨格となる緑を連結する河川や道路、緑道など、線状の緑の形成を図り、緑のもつ環境保全、レクリエーション、防災、都市景観形成等の機能を効果的に発揮させるため、水と緑のネットワークの充実を図る必要がある。
- ・ ネットワークの形成には、公園や公共施設緑地だけでなく、住宅の庭木や生垣等の私有地の緑化についても促進する必要がある。

■ 生活空間における緑化の推進

- ・ 市民が集い憩いの場である公共施設は、周辺の住宅地や商業地等の緑化における先導的な役割を担うため、積極的な緑化による緑豊かな空間づくりに努める必要がある。
- ・ 住宅地や新たな分譲地においては、快適な生活環境の形成のため、緑地協定等の各種制度の活用により、住民等に自主的な緑化を促す必要がある。
- ・ 公園愛護協力会制度により、地域の身近な公園を愛護していく環境を醸成していく取組が重要である。また、地域活動として共有地の花壇等で行われている緑化活動への支援を引き続き行っていく必要がある。

■ 多様な主体との協働による緑化活動の推進

- ・ 公園・緑地の管理運営における市民と市の役割分担を明確化することにより、市民参加の促進を図る必要がある。
- ・ 市民自らの提案による緑化活動への支援の継続と、支援制度の活用促進に係る周知・広報が必要である。
- ・ 緑に関わる様々な市民や事業者等の育成、ネットワーク化とグループ間の情報交換や交流の機会の創出が必要である。

■ 心身の健康増進や学びの場としての充実

- ・ 自然とのふれあいによる心身の健康増進や学習の場としての、緑の保全・活用が必要である。
- ・ 市民一人ひとりが緑を意識し、公園愛護協力会の活動や市民による自主的な緑化活動への支援、自然公園や里山等の教育の場としての活用等による継続的な「気づき」づくりを行う必要がある。

■ 市街地における緑の演出

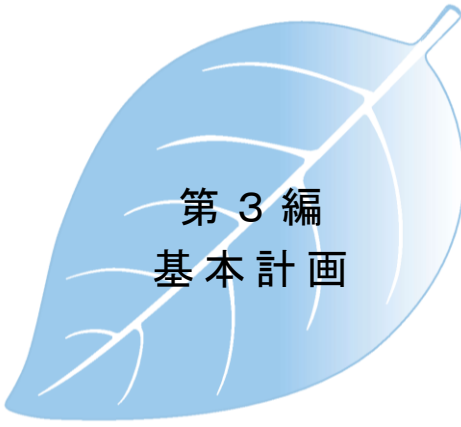
- ・ 中心市街地活性化の取組の一つとして、中心市街地のシンボルである千秋公園は、歴史資源や自然景観を活かした整備を行うなど、公園の魅力向上に向けた取組を推進する必要がある。
- ・ 秋田駅周辺等の市街地については、ヒートアイランド対策、緑化による魅力アップ等を目的に、少ないスペースを活かしたハンギングバスケット[※]など、市民や事業者等の多様な主体による緑化を促す必要がある。

※ ハンギングバスケット

⇒ 植物を空中にぶら下げられる容器（つりかご等）に植えつけて飾る空間演出方法の一つ。

■ 公園に関する多様なニーズへの対応

- ・ 子供から高齢者まで、幅広い世代の市民が安心して安全に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設へと再整備が必要である。
- ・ 広域的なレクリエーションの場である大規模公園について、個々の特性を活かし、多様なニーズに対応した整備を行い、利活用を図る必要がある。
- ・ 財政的にも人的にも制約があるなか、都市公園の機能を効率的・効果的に高めていくためには、整備や運営において、「民」の専門的知見や技術の活用が重要であり、都市公園法の改正を踏まえた官民連携の方針を検討する必要がある。
- ・ 災害時には、避難場所にもなる公園・緑地は、市民による防災訓練や防災用具庫の設置など、防災機能の向上に寄与する利活用を推進する必要がある。



第 3 編
基本計画

第1 緑の将来像

1 基本理念

遠くに見える山々、まちにある木々、道や河原の草木や花々、身近にある公園など、都市にある緑は、人にうるおいと安らぎを与えてくれるとともに、環境問題の改善に資する身近で貴重な自然です。

また、本市が有する、桜舞う千秋公園や紅に染まる太平山をはじめとする四季折々の美しい自然は、次世代に継承すべき市民の財産ともいえます。

本市の緑は、うるおいのある良好な生活環境の創出、防災性の向上、生物多様性の確保など、多様な機能により、市民にとって、レクリエーション活動等を通じた地域交流・世代間交流の場、子供の健全な心身育成のための場、まちづくり活動への参画・実践の場となっており、心の豊かさを実感できる暮らしに寄与しています。

一方で、人口減少等の社会情勢の変化から、本市の魅力をより高め、持続可能な都市へと再構築するため、これまでの緑の量の確保といった視野に加え、公園をはじめとする既存の緑の多機能性を、都市のため、地域のため、市民のため、緑をより活かすことに視野を広げて取り組んでいく必要があります。

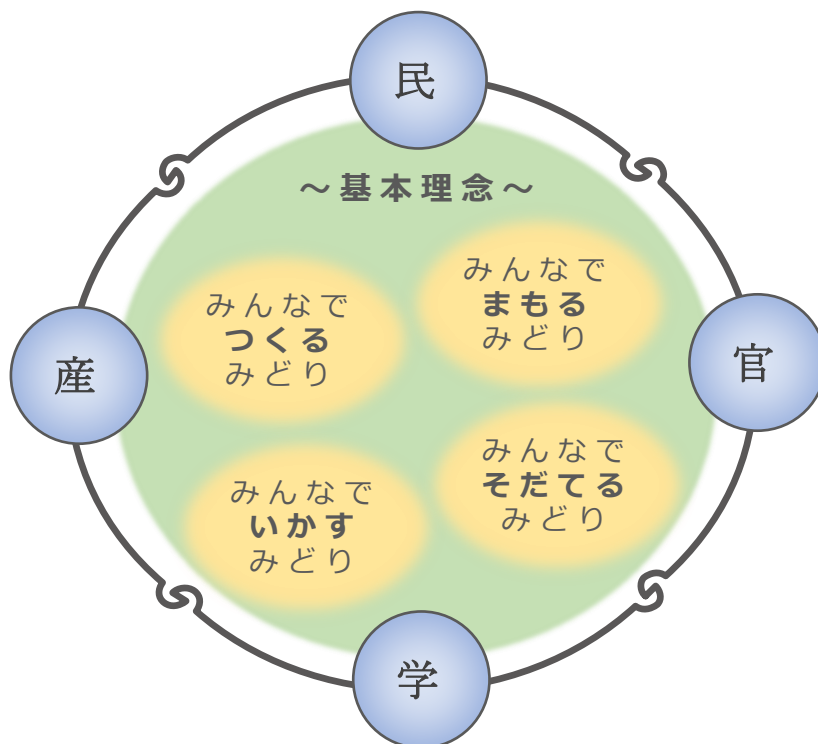
このことから、市民や事業者等の多様な主体が関わり合いながら、これまでの「守る」「つくる」「育てる」の3つのみどりの視点に、「活かす」を追加し、「みんなでまもるみどり」「みんなでつくるみどり」「みんなでそだてるみどり」「みんなでいかすみどり」の4つのみどりを基本理念として掲げます。

これまでは・・・量 の充足

- ・市街地拡大に合わせた公園・緑地の量の整備・確保

これからは・・・質 の向上

- ・持続可能でコンパクトな都市づくりに寄与する
公園・緑地の魅力創造
- ・多様なライフスタイルやニーズに対応した
公園・緑地の再生・活性化



多様な主体の参画・連携による
緑地の保全や緑化の推進により実現

■ みんなで まもる みどり

本市には、美しい原風景として広がる緑、温室効果ガスの吸収源や多様な生物の生息・成育の場としての役割を担う緑、秋田城址をはじめとする各種文化財と一体となって風土・風格を備えた緑など、多様な機能を備えた緑が分布しており、貴重な資源として保全していく必要があります。

そのため、貴重な緑を良好な状態で次の世代へと継承していくことを目指し、市民や行政等の多様な主体が一体となって適切な保全を進めていきます。

■ みんなで つくる みどり

緑の創出は、人口減少・高齢化の進行や厳しい財政制約の高まり等に対応し、多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成と整合した、「選択と集中」の考え方を踏まえて取り組んでいく必要があります。

そのため、引き続き身近な公園の整備を進める一方、長期未着手となっている都市計画公園・緑地等を対象とした適切な見直しを進めていきます。なお、公園等の整備に当たっては、市民参画による整備を推進していきます。

また、身近な緑の創出による良好な生活・居住環境の形成に向け、市民との協働による民有地や空き地の緑化等を促進していきます。

■ みんなで そだてる みどり

人口減少や高齢化の影響等により、緑の担い手不足が懸念されるなか、良好な緑の「保全」「創出」「活用」の実現には、市民や事業者等の多様な主体との協働によって取組んでいく必要があります。

そのため、緑の重要性や役割の再認識と、緑の担い手を育て・増やしていくことを目指し、緑に関する情報提供の推進、緑の活動に対する支援制度の充実等を進めていきます。

■ みんなで いかす みどり

本市の緑は、一人当たりの公園面積が全国平均を大きく上回るなど、一定の量が確保されているといえ、今後は、多様化するライフスタイルやニーズに対応しながら、さらなる既存ストックの活用に向けて取組んでいく必要があります。

そのため、多世代の交流の場や賑わい空間等として、より活用される緑を目指し、エイジフレンドリーシティ[※]の実現や、子育て支援の充実、緑の教育の場としての活用や、多様なヒト（人）・モノ（商品やサービス）・コト（事象）の誘発など、多様な観点で機能を高め、緑の再生・活性化を進めていきます。

※ エイジフレンドリーシティ

⇒「高齢者にやさしい都市」という意味で、世界的な高齢化に対応するため、WHO（世界保健機関）のプロジェクトにおいて提唱された。秋田市は高齢者が社会のさまざまな場面でその役割を発揮できるよう、交通機関の整備、社会参加や雇用機会の創出等により、エイジフレンドリーシティの実現を目指している。

2 緑の将来像

(1) 緑の将来像

本市は、太平山や雄物川等の豊かな自然、市街地周辺に広がる農林地、千秋公園をはじめとする公園等の多彩な緑を有しています。

また、本市では、人口減少社会等への対応のため、都市の経済的な発展の継続と生活の質を維持する持続可能な都市を目指し、多核集約型によるコンパクトな市街地形成を進めているところであり、本市の多彩な緑が持つ、多機能性を最大限に引き出すことで、市民の心にうるおいを与え、より魅力ある住みよいまちづくりを推進することが求められています。

本計画では、目指すべき緑の将来像を「多彩な緑をみんなでつなぐ心うるおう住みよい都市」とし、市民とともに緑を守り、緑をつくり、緑を育て、緑を活かし、みんなで緑を次の世代に繋いでいくことで、心うるおう住みよい都市を目指します。



緑に囲まれた市街地

多彩な緑をみんなでつなぐ 心うるおう住みよい都市

市民とともにみどりを守り、みどりをつくり、
みどりを育て、みどりを活かし、みんなでみどりを
次の世代につないでいき、心うるおう住みよい都市を
目指します。

緑の将来像の実現に向け、4つの基本理念に基づく基本方針を次のとおり定めます。

基本理念	基本方針
みんなであ まもる みどり	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林地、農地など、自然の緑を保全します ・公園施設の持続可能で適切な維持管理・更新を進めます
みんなであ つくる みどり	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の拠点づくりを進めます ・水と緑のネットワークづくりを進めます ・緑豊かな生活環境づくりを進めます
みんなであ そだてる みどり	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のパートナーづくりを進めます ・緑への“気づき”づくりを進めます
みんなであ いかす みどり	<ul style="list-style-type: none"> ・県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます ・多様なニーズに対応した都市公園の活用を進めます ・緑と親しめる場の創出を進めます

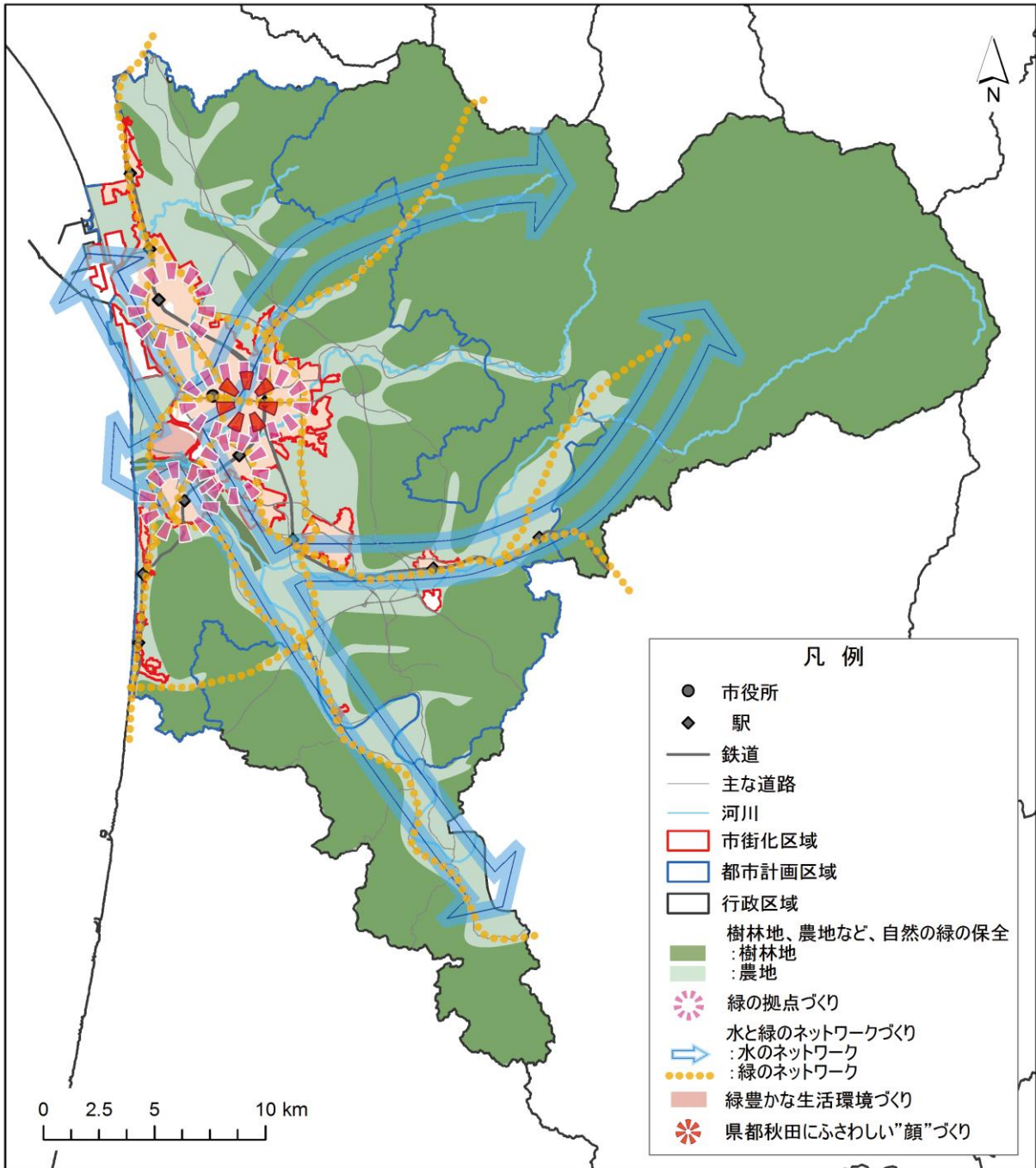


図 1 - 1 緑の将来像図

(2) 基本方針および重点テーマ

緑の将来像の実現に向けて、基本理念毎に基本方針と重点テーマを次のとおり設定します。

なお、重点テーマは、緑の将来像の実現に向けて、特に重点的に取り組むべきテーマとして、積極的な推進を図ります。

「基本理念①：みんなでまもるみどり」に係る基本方針等

■ 樹林地、農地など、自然の緑を保全します

本市は、太平山一帯の山々、高尾山周辺の山々等の樹林帯に囲まれ、市街地との間には、田園地帯が広がっています。この田園の背後にある里山は、実り豊かな田園を育むために重要な役割を担っています。また、屋敷林や社寺林等の樹林・樹木、公園や民有緑地等の都市緑地、住宅街の生垣や庭木など、市街地にある身近な緑は、うるおいのある良好な生活環境を形成する上で重要な役割を担っています。

さらに、それらの緑は、生物多様性の向上や地球温暖化対策等に寄与し、その期待も近年一層高まっていることから、適切な保全が求められています。また、日本海沿岸の松林等を中心とした森林病虫害等の防除など、地域の緑の適切な手入れによる、保全と再生に向けた活動が必要です。

このため、地域の緑は、風致地区等の緑地保全制度を活用するほか、市民やNPO等の多様な主体が協働・参画した活動により、生態系に配慮した保全を進めていきます。



太平山の緑



保存樹（寺子屋のえのき）

■ 公園施設の持続可能で適切な維持管理・更新を進めます

本市の所有する公園施設のうち、高度経済成長期に集中的に整備された施設は、一斉に老朽化が進行していることから、安全性の低下が懸念されるほか、維持管理費や更新経費の増加が見込まれています。

このため、公園施設の安全性と機能の確保および維持管理費等の縮減や平準化に向けて、秋田市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な点検や更新等を実施します。また、除草・美化活動等の日常管理や安全確保に向けた見守り体制の確保に関しては、公園愛護協力会をはじめとする市民との連携による実施を推進します。



身近な公園（御休下第二街区公園）

～ “みんなでまもるみどり” の重点テーマ ～**【重点テーマ】 緑地保全制度を活用した適切な保全を推進します**

- ・樹林帯や田園地帯、都市において自然的な要素に富んだ緑地等は、風致地区等の緑地保全制度を活用し、生物多様性にも配慮した適切な保全を推進します。

「基本理念②：みんなで作るみどり」に係る基本方針等**■ 緑の拠点づくりを進めます**

本市には、千秋公園や大森山公園、太平山リゾート公園など、多くの都市公園等が整備されています。また、街区公園等身近に利用できる公園は、身近なオープンスペースとして、暮らしにうるおいや余暇の場を提供するだけでなく、地域交流の場やまちづくり活動への参画・実践の場としてなど、都市のため、地域のため、市民のために多様な役割を發揮しています。

しかしながら、市街地の一部には、気軽に歩いていける距離に公園が不足している地域も見られ、また、都市計画決定されながら長期に整備未着手となっている公園・緑地等が存在します。

このため、公園の不足地域を中心に身近な公園の整備を進めるほか、コンパクトな市街地形成と整合した「選択と集中」の考え方を踏まえ、長期未着手の都市計画公園・緑地等の、適切な見直し等を進めていきます。なお、公園等の整備に当たっては、地域住民の意見を聞きながら、市民との協働による整備を推進します。

そのほか、緑化重点地区においては、公園整備や市民緑地認定制度の活用促進等により、重点的に都市緑化を推進します。



レクリエーションの拠点となる公園（太平山リゾート公園）

■ 水と緑のネットワークづくりを進めます

本市には、森林や田園、社寺林、公園等の多様な緑があり、雄物川、岩見川、太平川等の多くの川、緑化された道路等により、相互につながり、水と緑のネットワークを形成しています。これらの緑は市民にとって、緑豊かな景観を提供するほか、レクリエーション機能や防災機能など、重要な役割を担っています。さらに、鳥や昆虫等の生き物にとって、健全な生態系を維持・形成するための重要な役割も担っています。

このため、今後とも河川や森林、道路の街路樹や民有地等を活かし、エコロジカルネットワーク※の観点から踏まえた、水や緑のネットワークの形成を目指します。



中心部の歩行空間における緑
(山王官公庁緑地)

■ 緑豊かな生活環境づくりを進めます

緑は、生活環境にうるおいやすらぎをもたらすだけでなく、火災の延焼、土砂災害の防止、避難路や避難場所としての役割、災害時の防災拠点等災害から市民の生命や財産を守る重要な役割を担っています。また、ヒートアイランド現象を緩和するための働きもあります。さらには、住宅地における防犯のための役割等も期待されています。

住宅地の緑は、安全・安心で、美しいまちづくりにおいて、大きな役割を担っているといえます。

このため、公共公益施設や公共用地における緑化の推進とともに、緑化重点地区における市民緑地認定制度の活用促進など、市民・事業者等との協働により、建物用地や未利用地等の民有地の緑化等を促進することにより、身近な緑の創出による豊かな生活環境の形成を推進します。

※ エコロジカルネットワーク

⇒主に野生生物が生息・成育する様々な空間がつながる生態系のネットワークのこと。



秋田市役所における緑

～ “みんなでつくるみどり” の重点テーマ ～

【重点テーマ①】

暮らしに身近な公園を配置することを目指した

都市公園の整備を推進します

- ・ 気軽に歩いていける身近な公園が不足している地域を中心に、事業効果等を勘案しながら、都市公園の整備を推進します。

【重点テーマ②】

長期未着手の都市計画公園等の見直しを推進します

- ・ 長期未着手となっている都市計画公園・緑地等について、基本的な考え方や手順を示すガイドラインを策定するなど、見直しを進めます。

「基本理念③：みんなでそだてるみどり」に係る基本方針等**■ 緑のパートナーづくりを進めます**

本市では、身近な公園の維持管理のための公園愛護協力会の活動や、市民による緑化を支援するための活動支援基金の活用等により、市民や事業者等の主体が緑のパートナーとして関わっています。地域における良好な緑を「つくる」「まもる」「いかす」ために、市民や事業者の主体的な活動とそれらの活動を支える仕組みづくりのさらなる充実が求められています。

このため、市民や事業者等の多様な主体との協働による緑のまちづくりの促進に向けて、緑や公園等に関わる市民団体の設立、育成を支援するとともに、活動に対する支援制度等の充実を推進します。また、多くの団体間の交流を通じたネットワークづくりを推進することにより、多様な主体の緑に対する積極的な関わりを促進します。



市役所植栽の様子

■ 緑への“気づき”づくりを進めます

緑のパートナーを育成し、より多くの市民の参加を促進するためには、緑の大切さを実感してもらうこと、そして何より、緑に触れることの喜びを感じてもらうことが必要であり、そのための第一歩として“気づき”が重要となります。また、緑を育て、守るための地域組織が活動を継続するためには、その活動を認知し、評価してもらうことも大きな要因の一つといえます。

このため、より多くの市民が、緑の大切さを感じ、緑を通して楽しみ、喜びを感じることができる機会の創出、活動団体に関する情報提供の推進等により、“気づき”づくりを推進します。



子供自然体験の様子

～ “みんなでそだてるみどり” の重点テーマ ～

【重点テーマ】 多様な主体との協働を促進します

- ・緑のもつ多機能性を最大限発揮するためには、市民や事業者等の多様な主体が連携して緑の利活用を推進していくことが重要であることから、市民が主体となって行う活動への支援、技術提供の充実など、多様な主体の参画を促進する取組を推進します。

「基本理念④：みんなでいかすみどり」に係る基本方針等**■ 県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます**

本市では、秋田市中心市街地活性化基本計画（平成29年3月24日内閣総理大臣認定）における中心市街地活性化の基本コンセプトを『千秋公園（久保田城跡）と連携した城下町ルネッサンス（中心市街地再生）』と設定し、中心市街地を本市の“顔”として、また、秋田広域都市圏の発展を牽引する中心拠点として、その再生・活性化を図っています。

このことから、中心市街地における緑の拠点・歴史的象徴である千秋公園について、平成30年3月に改定した千秋公園再整備基本計画に基づき、これまで育まれた魅力（財産）を活かすことで、憩いとにぎわい空間を再生し、千秋公園を中心とした県都秋田にふさわしい“顔”づくりを推進します。

また、ヒートアイランド対策や緑化による魅力アップ等を目的に、市民や事業者等の多様な主体による民有地や民間建物での緑化活動を促進します。



千秋公園大手門の堀



観桜会でにぎわう千秋公園

■ 多様なニーズに対応した都市公園の活用を進めます

市民のライフスタイルやニーズの多様化により、都市公園は、市民や事業者等の多様な主体に使われる緑を目指すとともに、地域特性に対応し、都市公園の持つ多機能性を最大限に発揮させることが求められます。

このため、広域的なレクリエーションの場である大規模公園のそれぞれの特性を活かした利活用、都市公園の、幅広い世代が安心・安全に利用できるような施設への再整備や災害時に役立つ利活用など、多様な視点からストック効果を高める取組を推進していきます。また、都市公園のさらなる魅力向上のため、整備・運営については、従来の管理運営の形にとらわれず、指定管理者制度や Park-PFI[※]など、「民」の活力を踏まえた官民連携の方針を検討します。

■ 緑と親しめる場の創出を進めます

近年のニーズの多様化に伴い、次世代を担う子供たちをはじめとし、市民が自然とふれあう場の創出や、緑を介した地域コミュニティの醸成・交流機会の創出等が求められています。

このため、公共用地では、水辺・樹林地のレクリエーションの場としての活用や農業体験の場（市民農園）としての活用などにより、緑と親しめる場の創出を進めます。また、公共公益施設や街路樹等の緑については、散策やサイクリングコースとしての活用など、日常から親しめる緑としての活用を推進します。民有地では、樹林地の市民緑地契約制度の活用促進等により、市民が緑とふれあえる場としての活用を促進します。

※ Park-PFI

⇒平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。



段差のない公園（市場西第三街区公園）

～ “みんなでいかすみどり” の重点テーマ ～

【重点テーマ】 大規模公園の活用を推進します

- ・大規模公園を対象に、福祉、観光といった多様な分野とのハード面、ソフト面の連携を強化するとともに、個々の特性を活かした整備により、安全・安心・快適で、魅力ある既存ストックの活用を推進します。
- ・千秋公園については、千秋公園再整備基本計画に基づき、これまで育まれた千秋公園の魅力（財産）を活かすことにより、憩いと賑わい空間の再生を推進します。また、これまで継承してきた歴史とまちの中で育まれてきた自然環境を活かすとともに、誰もが利用しやすい公園づくりを推進します。

(3) 緑の目標水準

◆ 目標水準の考え方

緑の目標水準は、緑の将来像の実現に向け、一定の目標を定めることにより、本計画に定める施策の計画的かつ効率的な実施を図るため設定するものです。

本計画は、基本理念である4つのみどりに基づく、基本方針や重点テーマに即した施策を実施することにより、緑の将来像である「多彩な緑をみんなでつなぐ 心うるおう住みよい都市」の実現を目指すことから、目標水準の設定に当たっては、基本理念毎に、特に重点テーマの成果指標となる項目について、次のとおり設定します。

■ みんなでまもるみどり

【目標水準】都市計画区域の緑地率

都市計画区域の緑地率は、国による土地利用状況調査によると、近年、山林や農地等の自然的土地利用を中心として減少傾向にあります。
(平成21年度から平成26年度で約0.1%減少)

このことから、緑地保全制度の活用や市民との協働による緑の整備により、都市計画区域全体として、現状以上の緑地率確保を目指します。

◇算出方法

都市計画区域の緑地率

= 都市計画区域内の緑地面積 / 都市計画区域面積

都市計画区域の緑地面積

: 都市計画基礎調査の土地利用現況調査

のうち、自然的土地利用(田、畑、山林、水面等)および公共空地(公園・緑地、広場、運動場、墓園)の合計面積

表1-1 都市計画区域の緑地率の目標値

現在	中間目標年次 〔2030年〕	目標年次 〔2040年〕
75.9% (31,459.7ha/41,437ha)	現状以上	現状以上

■ みんなでつくるみどり

【目標水準】市街化区域で都市公園へ気軽に歩いていける地域の割合

本市は、一人当たりの公園面積が全国平均を大きく上回る一方で、市街化区域の一部においても、気軽に歩いていける距離に公園が不足している地域が存在します。

このことから、公園の不足地域を中心に公園の整備を進めることにより、市街化区域内で都市公園に気軽に歩いていける地域の割合の増加を目指します。

◇算出方法

市街化区域で都市公園に気軽に歩いていける地域（都市公園から半径300m圏域内）の割合
 = 市街化区域内で都市公園に
 気軽に歩いていける地域の面積 / 市街化区域面積

表 1-2 市街化区域で都市公園に気軽に歩いていける地域の割合の目標値

現在	中間目標年次 〔2030年〕	目標年次 〔2040年〕
44.1% (3,351ha/7,602ha)	46%	47%

■ みんなでそだてるみどり

【目標水準】公園愛護協会の結成公園割合

公園愛護協会は、さらなる人口減少や高齢化により、活動の継続や新たな結成が困難になることが想定されます。

このことから、公園愛護協会に関するPR活動や講習会等の技術支援等を行うことにより、現在のペースを維持しながら、公園愛護協会の結成公園割合の増加を目指します。

◇算出方法

$$\begin{aligned} & \text{公園愛護協会の結成公園割合} \\ & = \text{公園愛護協会が結成されている公園数} / \text{公園総数} \end{aligned}$$

表1-3 公園愛護協会の結成公園割合の目標値

現在	中間目標年次 〔2030年〕	目標年次 〔2040年〕
63.9% (431/675公園)	72%	78%

■ みんなでいかすみどり

【目標水準①】行事やイベント等による公園活用件数

公園内で催し物等を行う場合に必要となる公園内行為許可の許可件数は、約半数が総合公園によるものとなっております。

このことから、大規模公園を中心に魅力向上に向けた整備等を行うことにより、さらなる活用を促進することで、公園活用件数の増加を目指します。

◇算出方法

$$\text{行事やイベント等による公園活用件数} = \text{公園内行為許可件数}$$

表1-4 行事やイベント等による公園活用件数の目標値

現在	中間目標年次 〔2030年〕	目標年次 〔2040年〕
277件	320件	350件

【目標水準②】都市公園のバリアフリー化率

都市公園のバリアフリー化率は、現時点で約6割となっていますが、引き続き、高齢者など、誰もが利用しやすい公園づくりを進めていく必要があります。

このことから、都市公園のバリアフリー化整備を進めることで、本計画の目標年次である2040年において、市が管理するすべての都市公園のバリアフリー化を目指します。

◇算出方法

都市公園のバリアフリー化率

= 市が管理する都市公園のうちバリアフリー化整備された都市公園[※]数 / 市が管理する都市公園数

表1-5 都市公園のバリアフリー化率の目標値

現在	中間目標年次 〔2030年〕	目標年次 〔2040年〕
64.6% (133/206公園)	85%	100%

※ バリアフリー化整備された都市公園

⇒以下のすべて、またはいずれかが施された状態の公園とします。

◆園路および広場

都市公園の出入口や駐車場から主要な公園施設および特定公園施設（管理所、広場、便所など）までの一つ以上の経路が、高齢者や車いす利用者等に配慮されていること。

◆車いす使用者用駐車施設

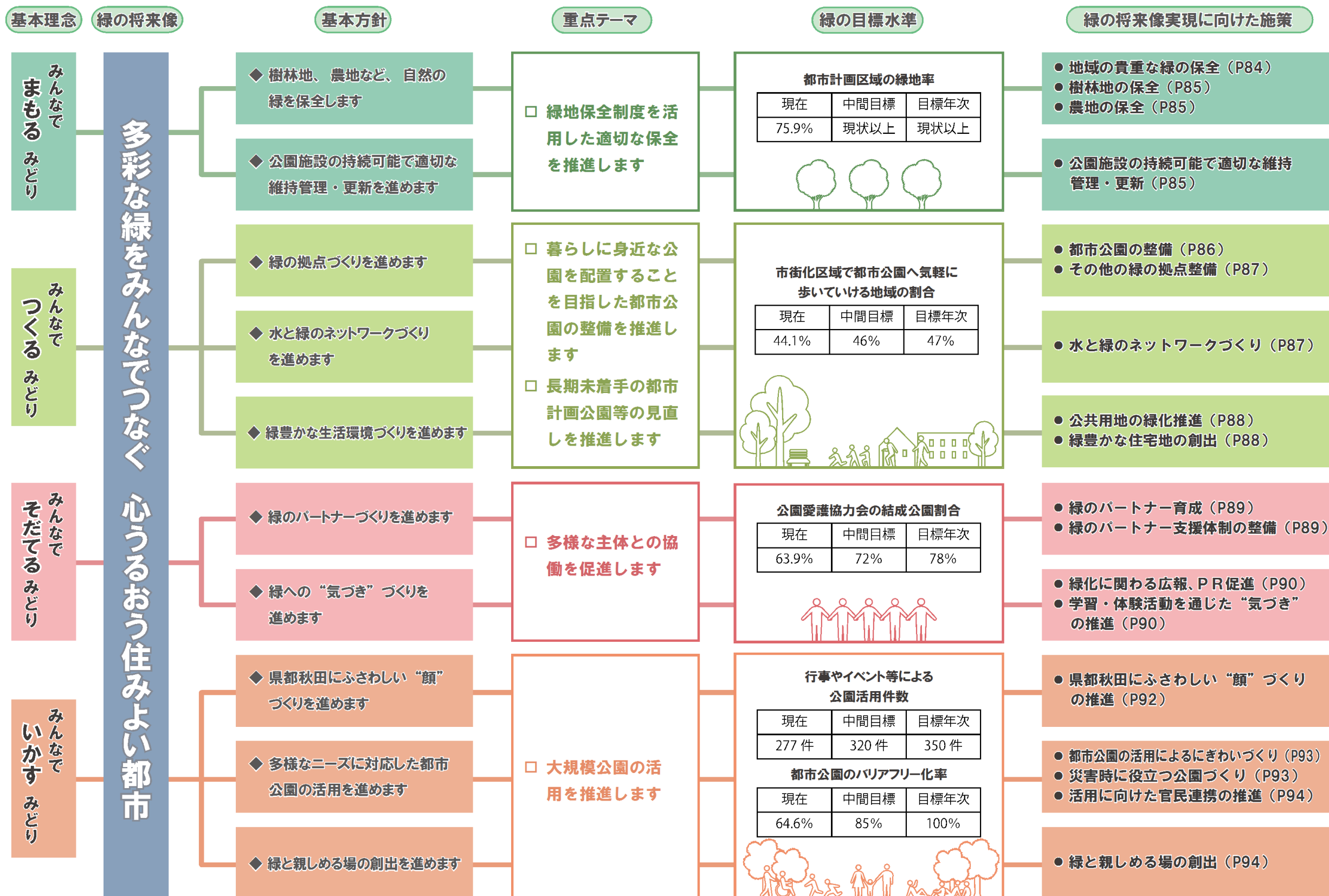
高齢者、車いす利用者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合は、「車いす使用者用駐車施設」が設置され、その表示がなされていること。

◆便所

便所のうち一つ以上が高齢者、障がい者、妊婦や小さな子供連れ等の利用に適した構造を有する便所であること、又は便所内に便房が設置されていること。

第2 緑の将来像実現に向けた施策

緑の将来像の実現に向け、基本理念や基本方針に基づき、施策を以下のとおり設定します。



「基本理念①：みんなでももるみどり」に係る施策**～基本方針：樹林地、農地など、自然の緑を保全します～****■地域の貴重な緑の保全**

- 地域の貴重な緑である高清水や金照寺等の風致地区は、風致条例[※]の適切な運用により保全を進めます。
- 緑地協定制度や地区計画の活用により、緑豊かな住環境の形成を行ってきた御所野地区等では、制度の適切な運用により、市民と協働で良好な環境を保全します。
- 住宅地、商業集積地、工業集積地等の宅地造成の際は、開発許可制度に基づく適切な緑化の指導により、良好な都市環境を保全します。
- 歴史のある樹木、美観上優れた樹木等は、保存樹制度により適正な維持管理を促し、支援していくとともに、これまでの運用で生まれてきた同制度の課題を解決するため、現行制度の見直しも含めた検討を進めます。
- 地域の歴史的風土を形づくる緑である社寺林は、地域のシンボルとして保全に努めます。

※ 風致条例

⇒秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例。

■ 樹林地の保全

- 保安林や地域森林計画対象民有林の継続的な指定による、市街地周辺の良好な樹林地の保全に努めます。
- 良好な樹林地は、森林病虫害等の防除、適切な間伐の実施など、多様な主体との協働により、将来を見据えた適正な維持管理を行い、保全を図ります。
- 景観や生物多様性の保全において重要な里地里山は、市民や NPO、ボランティア団体等の多様な主体との協働による取組や、市民緑地契約制度の活用により保全します。

■ 農地の保全

- 秋田農業振興地域整備計画に基づき、優良な農地の保全・確保に努めます。
- 耕作放棄地の発生抑制のため、「人・農地プラン」の作成による担い手への農地集積・集約化の促進や、新規就農者等の次世代農業者への育成支援を行い、農地の保全に努めます。

～基本方針：公園施設の持続可能で適切な維持管理・更新を進めます～

■ 公園施設の持続可能で適切な維持管理・更新

- 公園施設の安全性と機能の確保および維持管理費等の縮減や平準化のため、秋田市公園施設長寿命化計画に基づき、都市公園における公園施設の計画的な点検や更新を実施します。その他の公園緑地についても、施設の安全確保等に努めます。
- 公園の安全・安心で快適な利用のため、公園愛護協力会や町内会等との連携により、公園の除草・美化活動等の日常管理や安全確保に向けた見守り体制づくりを推進します。

「基本理念②：みんなでつくるみどり」に係る施策**～基本方針：緑の拠点づくりを進めます～****■ 都市公園の整備**

- 千秋公園や八橋運動公園等の都市基幹となる公園は、整備拡充を推進します。
- コンパクトな市街地形成と整合した「選択と集中」の考え方や地域住民のニーズを踏まえ、長期未着手となっている都市計画公園・緑地等について、基本的な考え方や手順を示すガイドラインを策定するなど、改めてその必要性や実現性等の検証を実施することにより、見直しを進めます。
- 暮らしに身近な公園として、街区公園や近隣公園、地区公園等は、気軽に歩いて利用できる範囲（概ね 300m）に配置することを目指して、身近な公園の不足地域を中心に、都市公園の整備を推進します。
- 一定規模以上の児童遊園地を都市公園と位置づけ、身近な緑として整備を推進します。
- 公園の整備に際しては、現在の利用形態や公園愛護協力会での活動を踏まえたニーズなど、地域住民の意見を聴きながら、市民との協働による公園づくりに努めます。

■ その他の緑の拠点整備

- 駅前など、都市のシンボルとなる地区等の設定条件により定められた緑化重点地区は、緑の基本計画の目標を先導して具体化するため、重点的に緑化の推進や公園等の整備を進めます。
- 緑化重点地区では、市民緑地認定制度の活用促進等により、都市緑化を推進します。
- 町内会等による、緑の拠点となる憩いの広場づくりなど、住みよい地域づくり活動について、「地域づくり交付金」等により支援を行います。

～基本方針：水と緑のネットワークづくりを進めます～

■ 水と緑のネットワークづくり

- 緑のネットワークの主軸となる主要道路の街路樹整備や、連続した水と緑の創造空間である河川緑地等の整備を促進します。
- 道路や河川等緑のネットワークの主軸の間に位置する、住宅地等の樹木や花壇等の創出について、緑のネットワークに寄与する点状の緑として、「緑のまちづくり活動支援基金」等による支援を行います。
- 動植物の移動空間としての連続性等の確保に配慮しつつ、河川緑地や街路樹、緑道等の整備をすることにより、動植物の生息・成育環境の再生・創出を図るとともに、その適正な管理・活用を図ります。
- 太平山や雄物川等の広域的な緑は、隣接市町村等との連携により整備促進に取り組めます。

～基本方針：緑豊かな生活環境づくりを進めます～

■ 公共用地の緑化推進

- 公共公益施設は、緑が感じられる景観の創造や、まちなかにおける緑の確保など、緑による住みよいまちづくりの先導役として、率先して緑化の推進に取り組めます。
- 新たな公共施設整備の際は、積極的な緑化を図ると共に、草花等による彩ある風景の創出を促進します。

■ 緑豊かな住宅地の創出

- 緑化重点地区では、市民緑地認定制度等の活用を働きかけ、住宅地の未利用地等を活用した緑化の推進を誘導します。
- 住宅地等における市民発意による緑化の推進に向け、緑地協定制度や地区計画の活用を促進します。
- 市民や事業者の発意による民有地内の緑化の推進に向け、緑のカーテンの普及活動や、花壇等に対する「緑のまちづくり活動支援基金」の適用による支援を行います。

「基本理念③：みんなでそだてるみどり」に係る施策**～基本方針：緑のパートナーづくりを進めます～****■ 緑のパートナー育成**

- 公園管理は、草刈りや清掃など、日常管理等の公園愛護協力会の活動が不可欠であり、今後も公園愛護協力会の結成の促進に努めるとともに、結成公園数を増やす取組を推進します。
- 緑づくりの主体となる企業や NPO、市民団体等に対して、みどり法人制度や市民緑地制度等の緑化活動の後押しとなる情報の提供をはじめとする育成支援により、民間主体による自発的な緑地の保全・整備を促進します。

■ 緑のパートナー支援体制の整備

- 緑のパートナーである町内会等の市民団体による自発的な緑化活動について「緑のまちづくり活動支援基金」等による支援を行うとともに、これらの緑化活動を通じて、地域コミュニティの活性化を図ります。
- 公園愛護協会や市民団体等の緑化活動において顕著な功績のあった団体等に対する表彰制度の創設や取組成果の紹介等を推進します。
- 公園愛護協力会での活動を想定した、草刈り機の操作や軽微な樹木剪定など、公園の維持管理に関する講習会を開催することにより、公園管理サポーターの育成を進めます。
- 緑に関わる団体間における人と人との交流、情報の交流、活動の拡大等を促進するために、団体間の交流のためのネットワークづくりを検討します。
- 「花と緑の相談所」の機能強化に向け、緑化イベントへの出張相談所等の実施を検討します。

～基本方針：緑への“気づき”づくりを進めます～

■ 緑化に関わる広報、PR促進

- 緑化に関する事業や公園に関する情報提供、植栽等の基礎的知識等、市民や事業者等の緑化を支援するため、ホームページ、パンフレット等により、広報・PR活動を推進します。
- 企業による公園清掃等の社会貢献活動の実施状況について、ホームページ等で広報・情報提供することにより、企業による緑に関する社会貢献活動への積極的な参画を促進します。

■ 学習・体験活動を通じた“気づき”の推進

- 環境や景観教育に関する取組の推進に向けた市民向け講座やNPO、市民団体が実行する広報活動に対する支援について検討を進めます。
- 小中学生等の子供を中心として、市民の自然や緑に対する興味や意識の向上、緑の大切さや豊かさへの気づきを育むため、緑に係る市民団体や学校教育との連携により、水辺環境や森林等を活用した自然学習や自然観察会等の実施を促進します。

コラム：市民による緑づくりの活動や制度の紹介

秋田市では、市民による緑の保全や整備に係る様々な活動が行われているほか、活動を支援するための制度があります。

【取組①：『公園愛護協力会』による公園の日常管理】

- ☑ 地域の町内会等を中心に結成される公園愛護協力会では、公園や児童遊園地野の草刈り・清掃など、地域住民の安全で快適な公園等の利用に向けて活動しています。公園愛護協力会は、2017年時点で、約260団体が結成され、市内の公園等の約6割で活動が行われています。
- ☑ 秋田市では、ごみ袋の支給や活動に応じた報償金の交付等により、引き続き支援を行っていきます。

【取組②：『緑のまちづくり活動支援基金』による緑づくり】

- ☑ 秋田市では、市民自らの緑に係る提案・実践を促進するため、「緑のまちづくり活動支援基金」による支援を行っています。
- ☑ この基金は、申請・審査を経て、資金の助成を受けることができ、多くの市民団体・事業者が、緑や広場を増やす活動、保存樹の維持管理を行っています。



【取組③：『市民緑地制度』の活用による緑の保全や整備】

- ☑ 市民緑地制度は、民有地において、緑化や緑地の保全を図るための制度で、市民緑地契約制度と市民緑地認定制度があります。
- ☑ 市民緑地契約制度は、契約を受けると、民有地の緑を土地所有者に代わって市等が維持管理を行うとともに税制上の優遇措置等を受けることができる制度です。
- ☑ 市民緑地認定制度は、民間主体が、認定を受けた管理計画に基づき、空地等を緑地として保全・活用できる制度で、税制上の優遇措置や植栽やベンチ等の施設整備に対して補助を受けることができます。

「基本理念④：みんなでいかすみどり」に係る施策**～基本方針：県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます～****■ 県都秋田にふさわしい“顔”づくりの推進**

- 千秋公園再整備基本計画（平成30年3月改定）に基づき、これまで継承してきた久保田城および千秋公園としての歴史と、まちの中で育まれてきた自然環境を活かすとともに、誰もが利用しやすい公園づくりをすることにより、市民の憩いの場や、誰もが楽しめるにぎわい空間の形成を目指します。
- 緑のネットワークによる回廊空間の形成に向け、秋田駅周辺の幹線道路について、緑化や緑の保全を推進します。
- 緑化重点地区に指定されている中心市街地では、公共施設用地のみならず、民有地を含め、街並み形成への寄与が大きい、道路に面する敷地や壁面等について、樹木・草花の植栽による緑化を促進するとともに、空地・未利用地等の市民緑地としての活用等を促進します。
- 秋田市の夏の風物詩として市民に親しまれている千秋公園のハスは、良好な生育に向けた適正な管理を行います。

～基本方針：多様なニーズに対応した都市公園の活用を進めます～

■ 都市公園の活用によるにぎわいづくり

- 多世代の交流の場として公園をより活用するため、誰でも安全で安心して利用できるように施設のバリアフリー化や利用用途に応じた整備を行うとともに、地域イベントの開催や花壇による緑化活動、公園愛護協力会による美化活動等を通じた、集い憩える空間づくりを促進します。
- 千秋公園や大森山公園等の大規模な公園^{※1}は、歴史的・文化的・自然的資源など、個々の特性を活かしたパークマネジメントプラン^{※2}に基づき、地域のシンボルや観光拠点となる都市公園（地域づくり拠点公園）として整備を進めることで、公園の魅力向上を目指します。

■ 災害時に役立つ公園づくり

- 避難場所に指定されている都市公園等の防災機能の強化を図るほか、町内会等による身近な公園での防災訓練の実施や防災用具庫の設置の促進など、災害時に役立つ公園づくりを推進します。
- 災害時の避難場所等の防災機能に加え、冬期の快適な暮らしの確保に向け、街区公園等の身近な公園を一次堆雪場として活用します。

※1 大規模な公園

⇒総合公園（千秋公園、大森山公園、一つ森公園、太平山リゾート公園、御所野公園）など

※2 パークマネジメントプラン

⇒個々の公園の特性を踏まえ、魅力向上や利活用促進に向けた基本的な考え方（基本理念、基本方針等）やそれに基づいた取組の方針を定めたもの。本市には、千秋公園再整備基本計画（平成30年3月改定）、大森山自然動物公園（仮称）整備構想（平成29年12月改訂）がある。

■ 活用に向けた官民連携の推進

- 市民や事業者等の意見を踏まえ、公園の活性化に関する取組を推進するため、公園活用協議会の設置について検討します。
- 公園のさらなる魅力向上に向けた整備・運営について、太平山リゾート公園をはじめとする大規模公園では指定管理者制度やPark-PFI制度等の導入や活用により、「民」のノウハウや資金を活用した官民連携を推進します。

～基本方針：緑と親しめる場の創出を進めます～

■ 緑と親しめる場の創出

- 太平山県立自然公園の山開き登山紅葉ウォーク、スノーシュートレッキング体験等、子供から高齢者までの多様な市民を対象とし、緑化や緑の大切さを知り、自然との触れ合いのきっかけづくりとなるイベントの開催を推進します。
- 樹林地の市民緑地契約制度等により、民有地における自然学習・体験の場としての活用を促進します。
- 都市と農村の交流を推進し、農業の大切さ等を育むため、市民農園を含めた農地を、農業体験の場として活用します。
- 官公庁施設等の公共施設緑地は、緑空間の開放による休憩スペースとしての活用など、憩いの場としての活用を推進します。
- 街路樹の並木など、優れた緑景観を持つ道路等は、サイクリングコースや散策路としての活用を促進するため、モデルルートの設定や回遊ポイントの紹介等を推進します。
- 公園木や街路樹は樹形等の質の向上に配慮した整備管理を行うことにより、優れた景観の創出による新たな観点を踏まえた公園等の魅力向上に努めます。

コラム：千秋公園の再整備の紹介

千秋公園は久保田城を中心として、設置以来120年以上にわたり、市民の憩いやにぎわいの空間として親しまれてきました。

平成30年3月に改定された千秋公園再整備基本計画は、千秋公園のもつ魅力（財産）をより活かす整備の推進により、市民の憩いの場として、また観光客も含むにぎわいの空間として、再生を目指すものです。

【主な再整備の方針①：緑や花と風景の再生による、新たな魅力の創出】

- ☑ サクラ、ツツジ、ハス等の四季折々の草花や緑の再生・適正管理により、魅力ある公園を目指します。
- ☑ 景観眺望点の整備等により、秋田市街を望む良好な眺望と、明るく開放的な空間を確保します。



【主な再整備の方針②：多様な目的への配慮、だれもが利用しやすい公園づくり】

- ☑ 駐車場の拡充や歩行者・車両の動線の見直し等により、多様な利用形態に配慮し、アクセス性・利便性の向上を図ります。
- ☑ 子供や親子連れが遊びやすい空間の充実や売店等の魅力向上、休憩施設等の改修や配置の見直しにより、だれもが利用しやすく、憩い、くつろげる公園を目指します。

【主な再整備の方針③：公民連携による公園の運営マネジメントの推進】



- ☑ 民間活力の活用による収益施設の導入検討や中心市街地との連携によるイベント開催の推進など、公園の魅力向上を図ります。

第3 緑化重点地区

1 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、緑の保全、整備等の施策を重点的に推進し、緑の基本計画の目標を先導して具体化するため、集中的に緑化事業を行い、緑のまちづくりを積極的に推進する地区です。

そのため緑化重点地区は、都市公園事業等の公共施設の緑化とあわせて、市民による民有地の緑化等により、官民協働で重点的に緑化の推進を図る地域を基本として設定します。

なお、地区の選定に当たっては、これまで指定してきた緑化重点地区の設定条件を継承し、設定します。

■ 地区の設定条件

- 県都としてふさわしい“顔”となる地区
- 駅前など、都市のシンボルとなる地区
- 秋田市総合都市計画で位置づけられている「拠点」となる地区
(秋田市総合都市計画に位置づけられる「都心・中心市街地」「地域中心」として、都市機能集積を進めていく地域)
- 緑が少ないまとまりのある住宅地
(人口密度 40 人/ha 以上で、身近な公園が少ない地区、または質的低下がみられる公園が集積している地区)

2 緑化重点地区の設定

緑化重点地区の設定条件を踏まえ、次の4地区を位置づけます。

- | | |
|-----------|-----------|
| ① 秋田駅周辺地区 | ② 土崎・寺内地区 |
| ③ 新屋駅周辺地区 | ④ 檜山・牛島地区 |

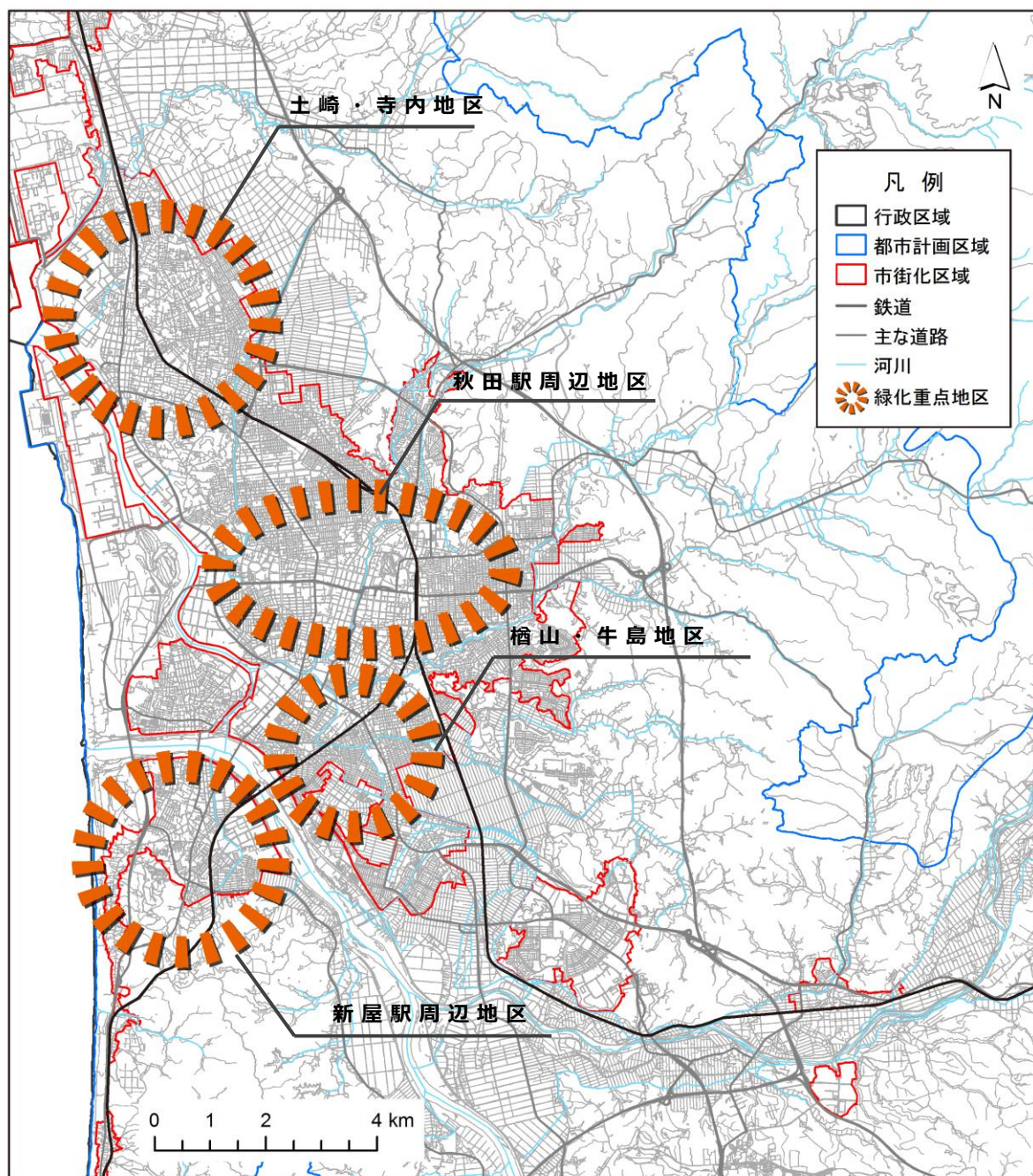


図3-1 緑化重点地区の位置

3 緑化重点地区の範囲

◆ 秋田駅周辺地区

本地区は、中心市街地や、城跡風致地区を含み、緑の拠点・歴史的象徴である千秋公園を中心とした、秋田市の“顔”となる地区であることから、県都にふさわしいにぎわいと活力あふれる拠点の形成を目指します。

そのため、これまでに整備されてきた緑を継続して保全するとともに、市民との協働により、街並み形成への寄与が大きい道路に面した敷地や壁面の緑化、未利用地の活用を促進します。

◆ 土崎・寺内地区

本地区は、西側に隣接する秋田港により港町として栄えてきた秋田市北部の中心的なエリアであることから、拠点としての機能維持に寄与すべく、緑の維持・確保を目指します。

そのため、高清水風致地区や焼山風致地区をはじめとする、これまで保全・整備されてきた緑を継続的に保全し、老朽化した公園整備や身近な公園が不足する地域の解消を推進するとともに、市民との協働により緑の拠点となる広場・空間づくりを促進します。

◆ 新屋駅周辺地区

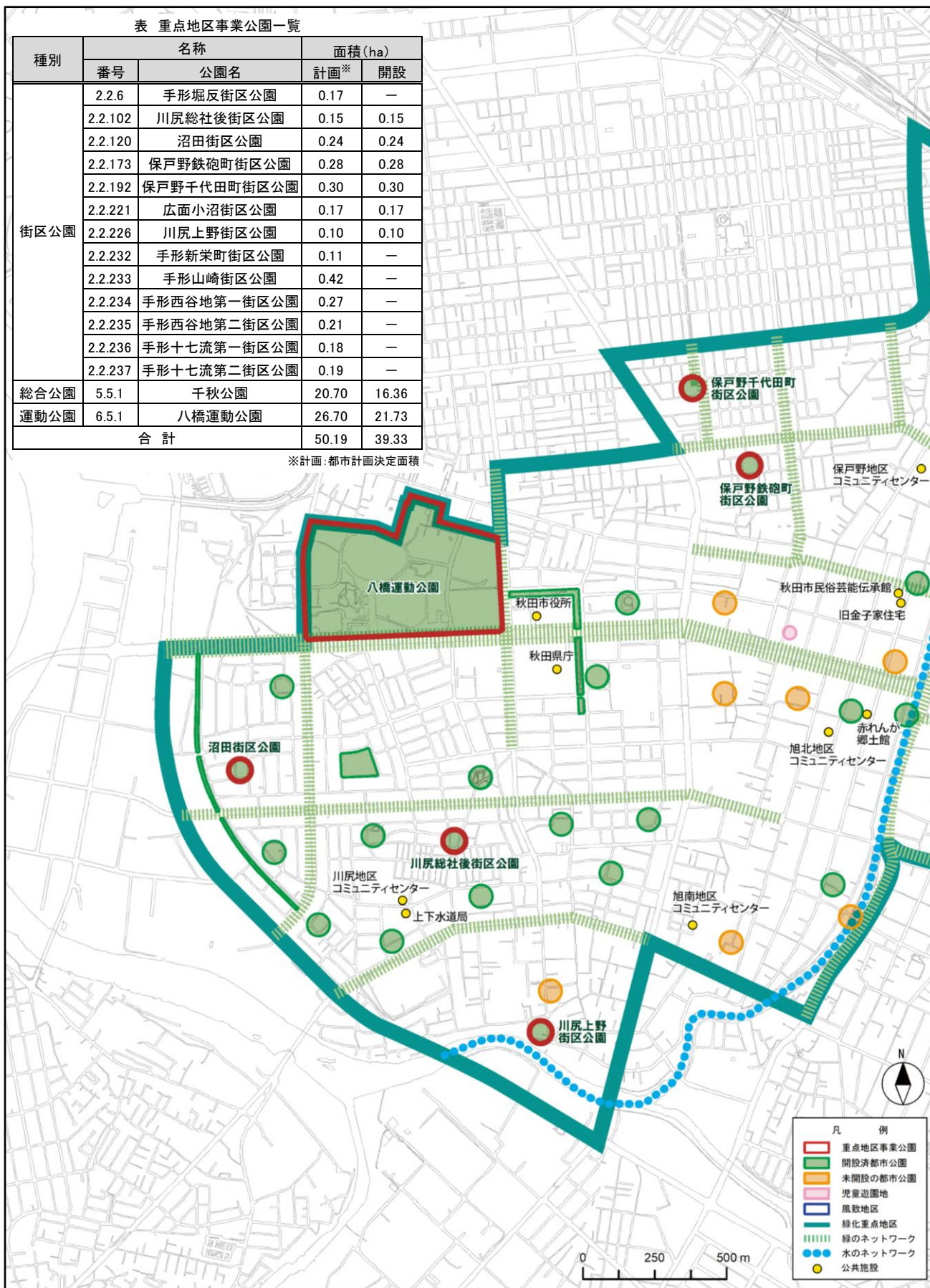
本地区は、行政機能が集積する秋田市西部の中心的なエリアであることから、拠点としての機能維持に寄与すべく、緑の維持・確保を目指します。

そのため、大森山風致地区をはじめとする、これまで保全・整備されてきた緑を継続的に保全し、老朽化した公園整備や身近な公園が不足する地域の解消を推進するとともに、市民との協働により緑の拠点となる広場・空間づくりを促進します。

◆ 檜山・牛島地区

本地区は、中心市街地に隣接する主要な住宅地であることから、緑の維持・確保を目指します。

そのため、金照寺山風致地区をはじめとする、これまで保全・整備されてきた緑を継続的に保全し、老朽化した公園整備や身近な公園が不足する地域の解消を推進するとともに、住宅地内の緑化推進に向け、市民との協働による身近な緑づくりを促進します。



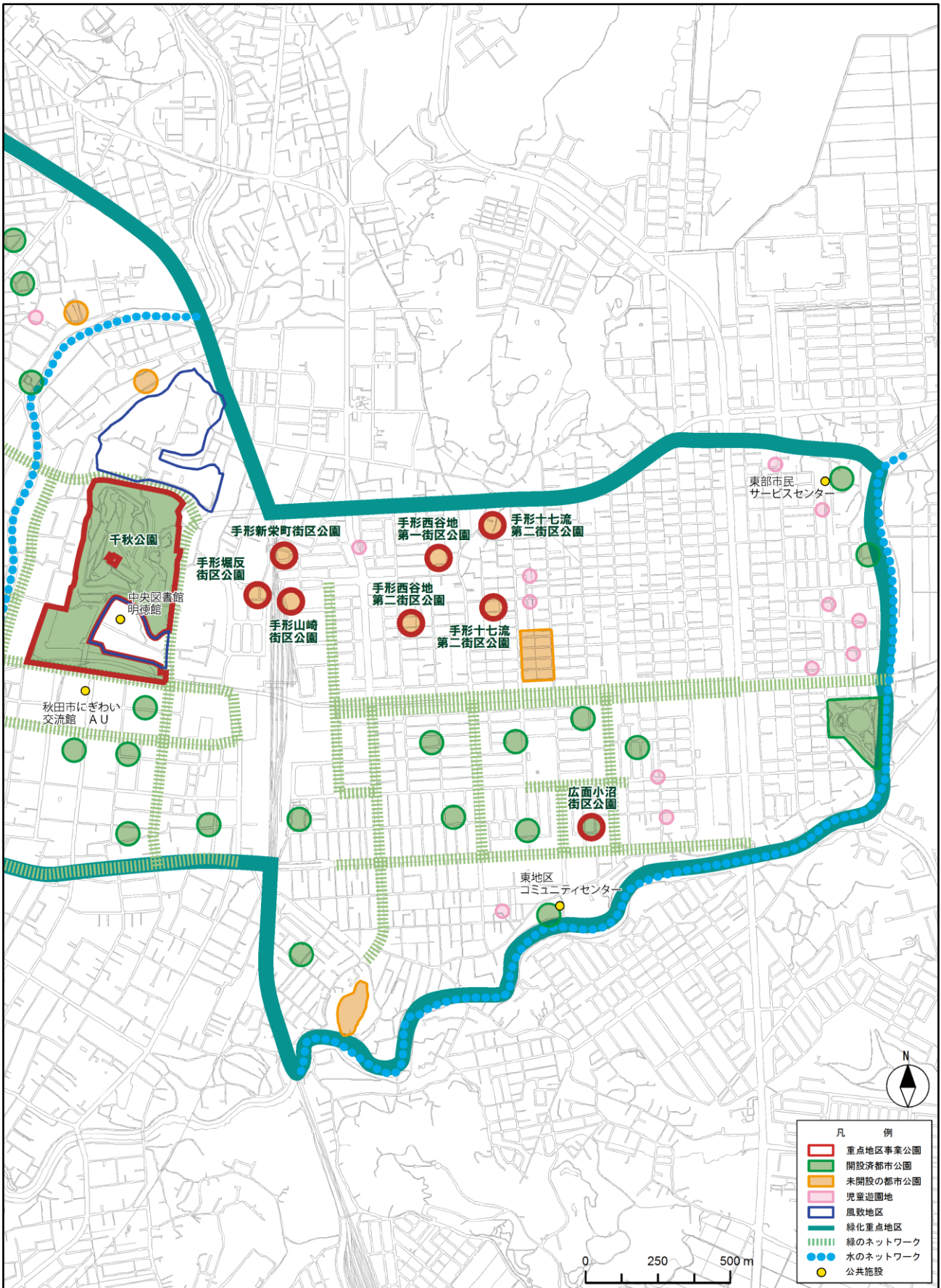


図 3 - 3 緑化重点地区（秋田駅周辺地区）の範囲

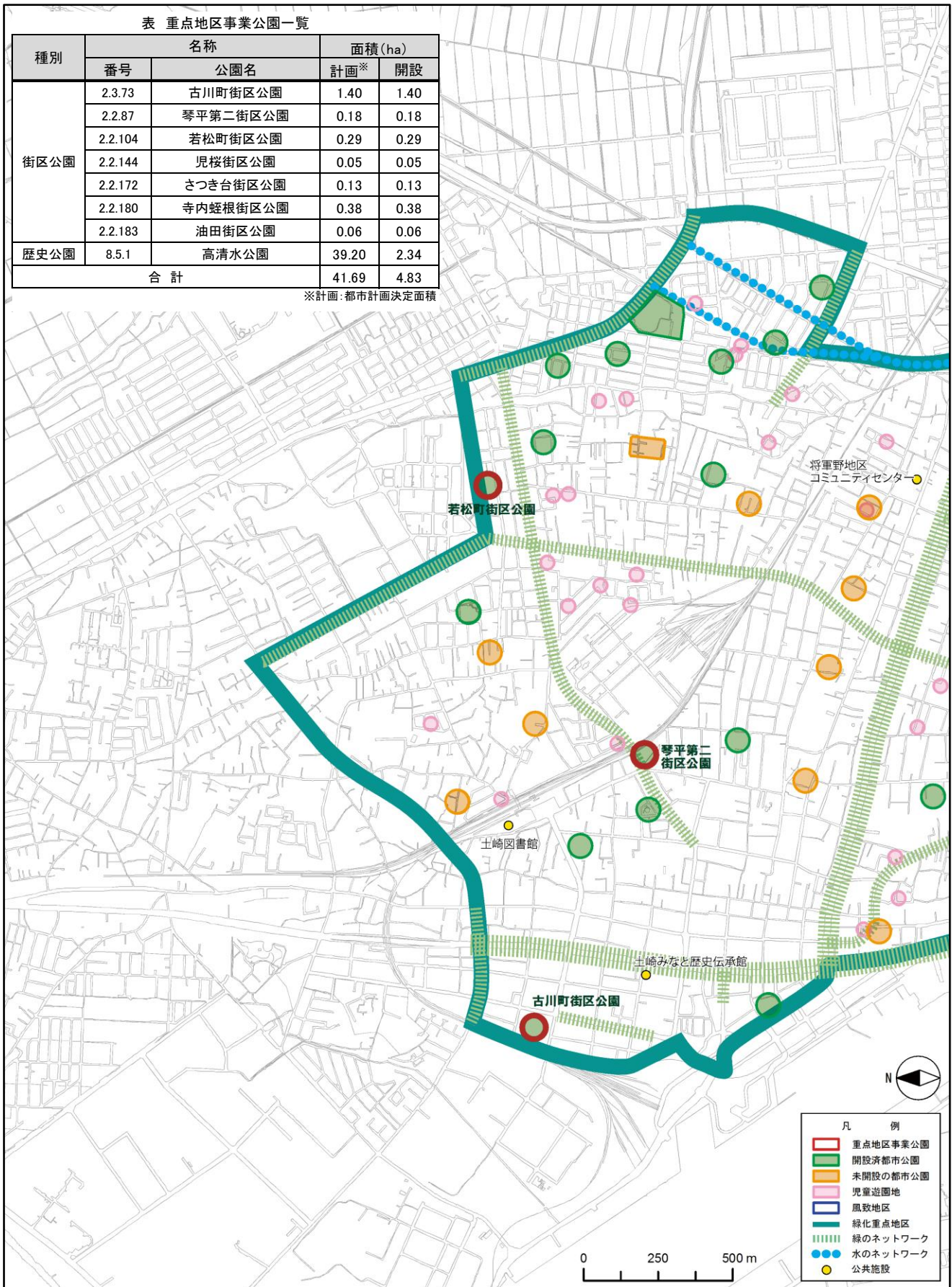


図 3 - 4 緑化重点地区（土崎・寺内地区）の範囲

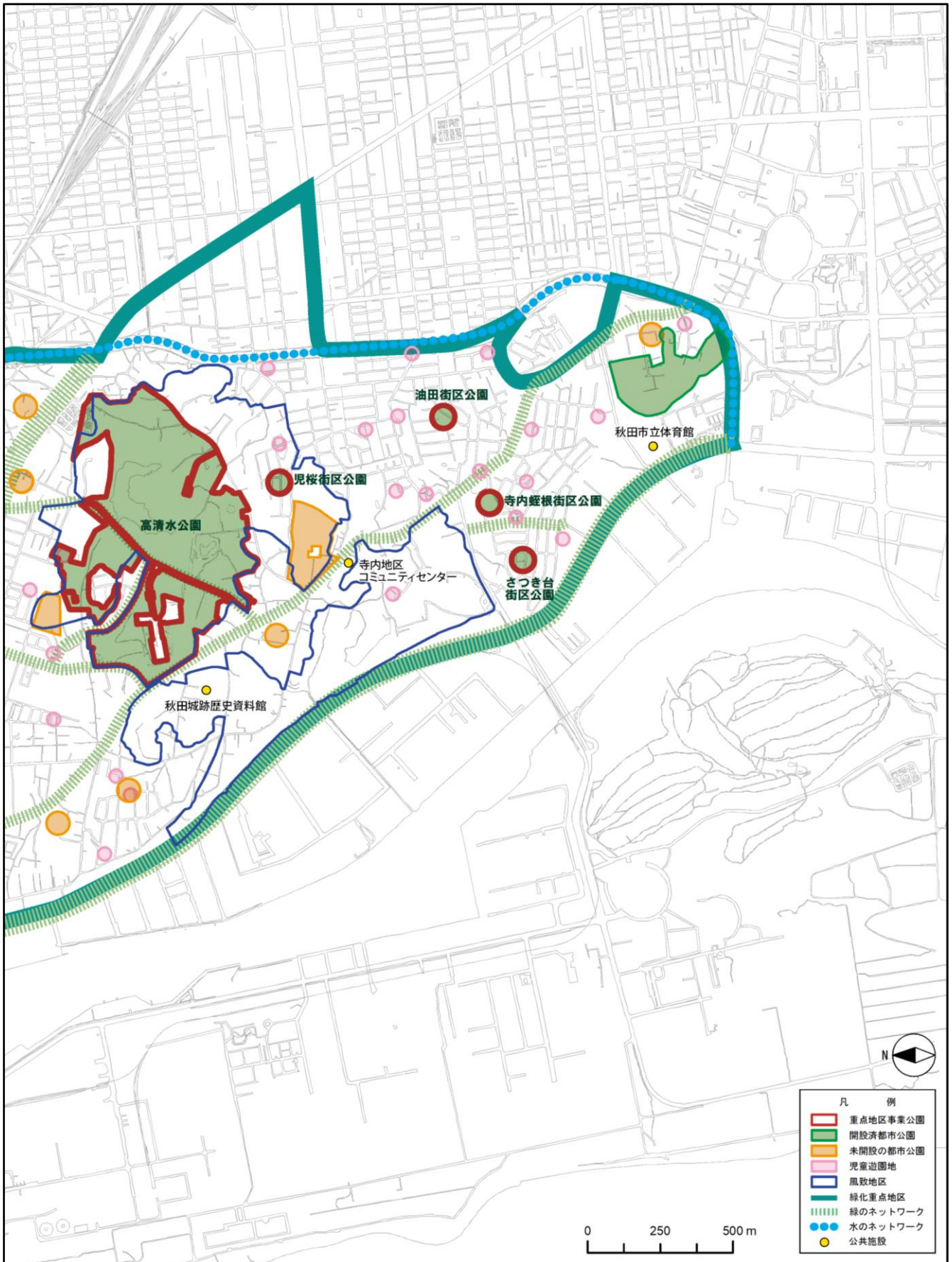


図3-5 緑化重点地区（土崎・寺内地区）の範囲

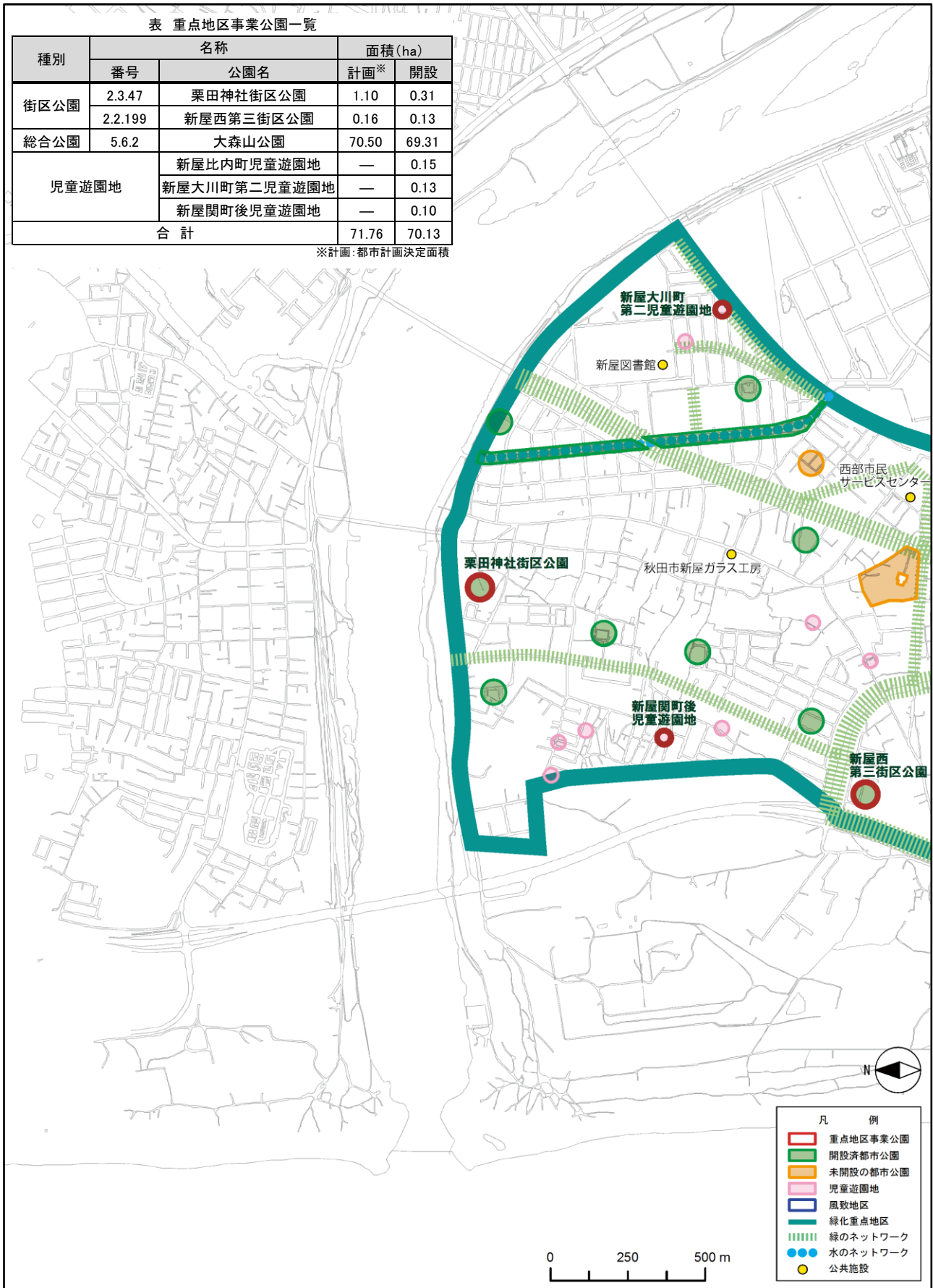


図 3 - 6 緑化重点地区（新屋駅周辺地区）の範囲

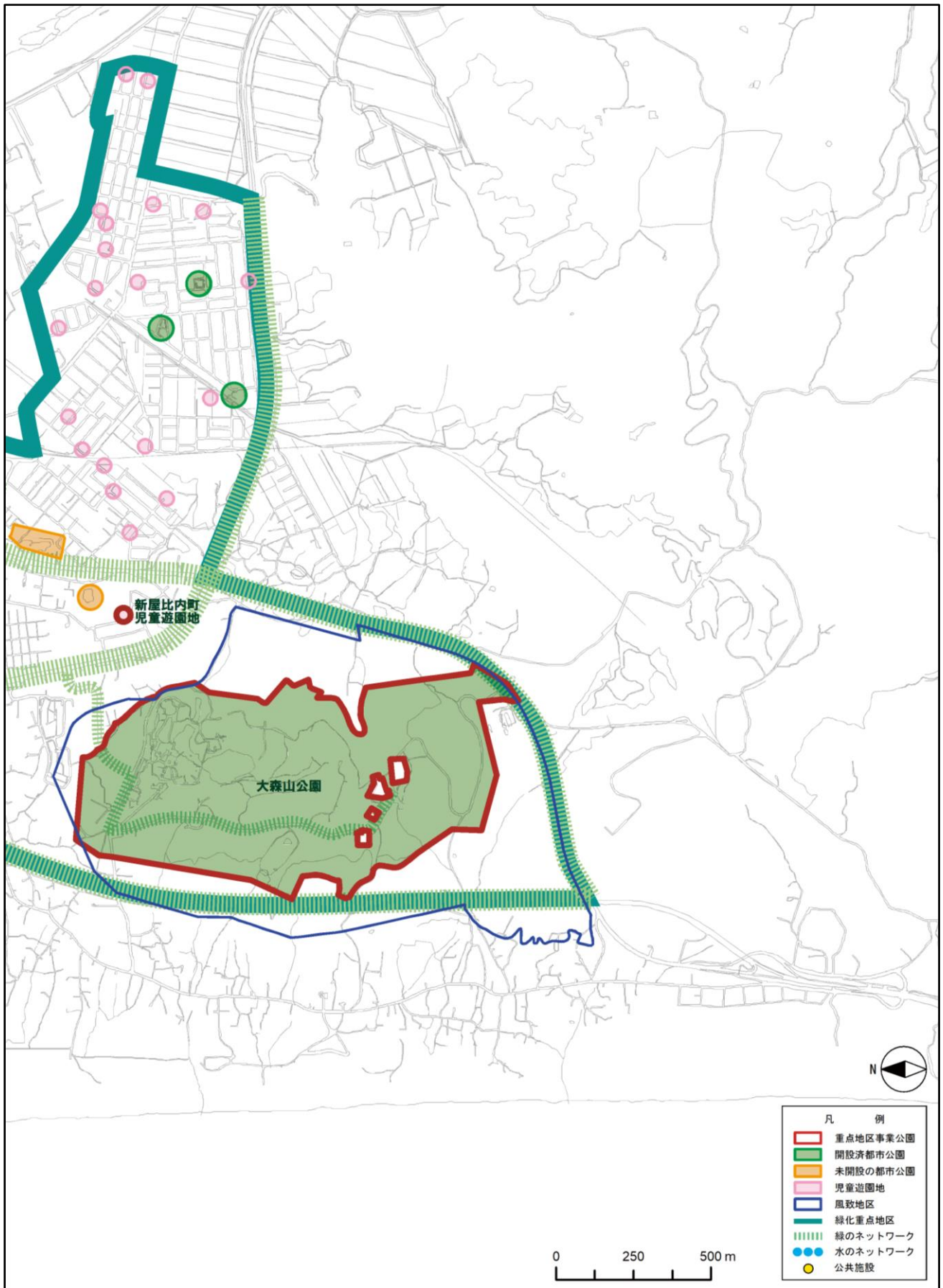


図 3 - 7 緑化重点地区（新屋駅周辺地区）の範囲

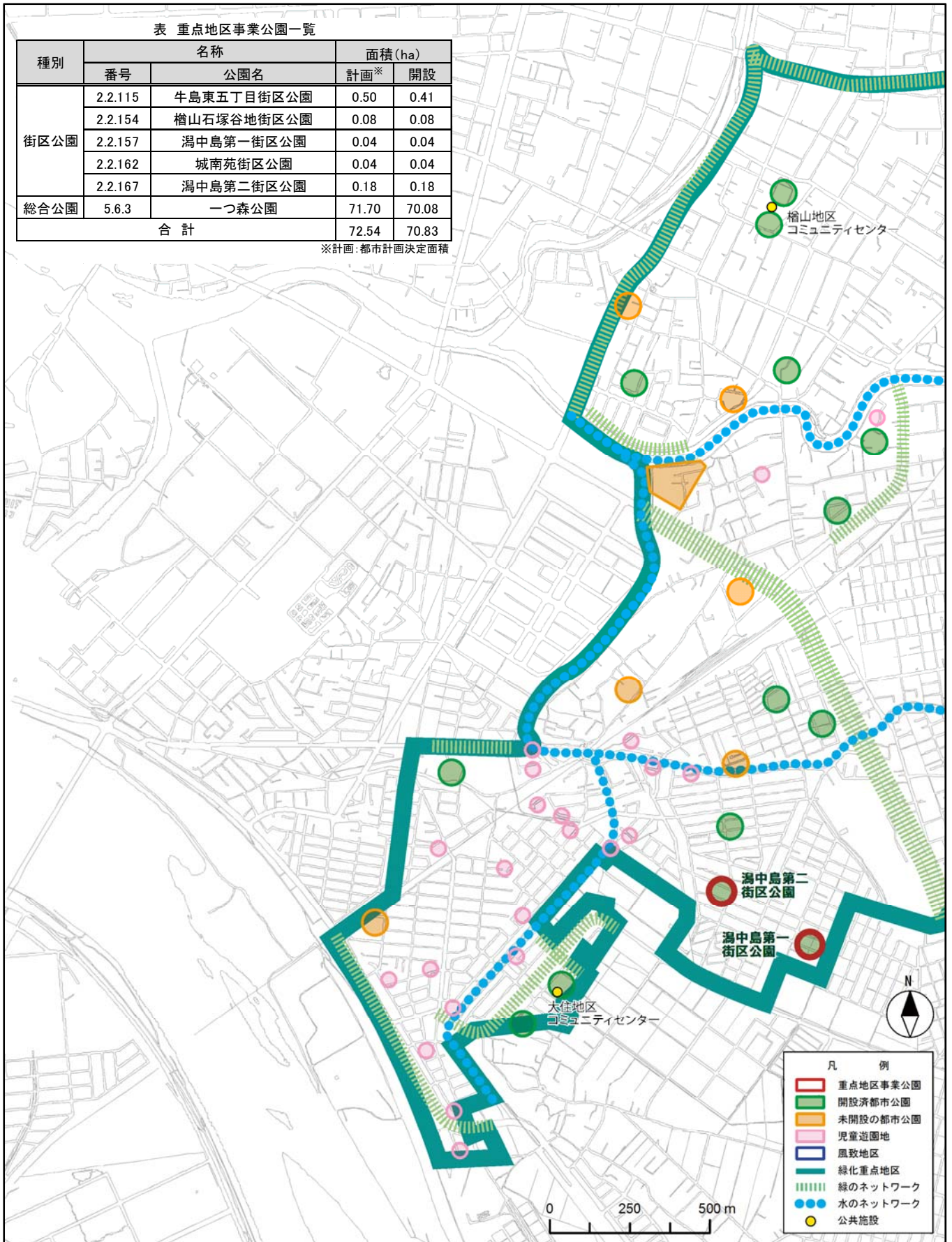


図 3 - 8 緑化重点地区（檜山・牛島地区）の範囲

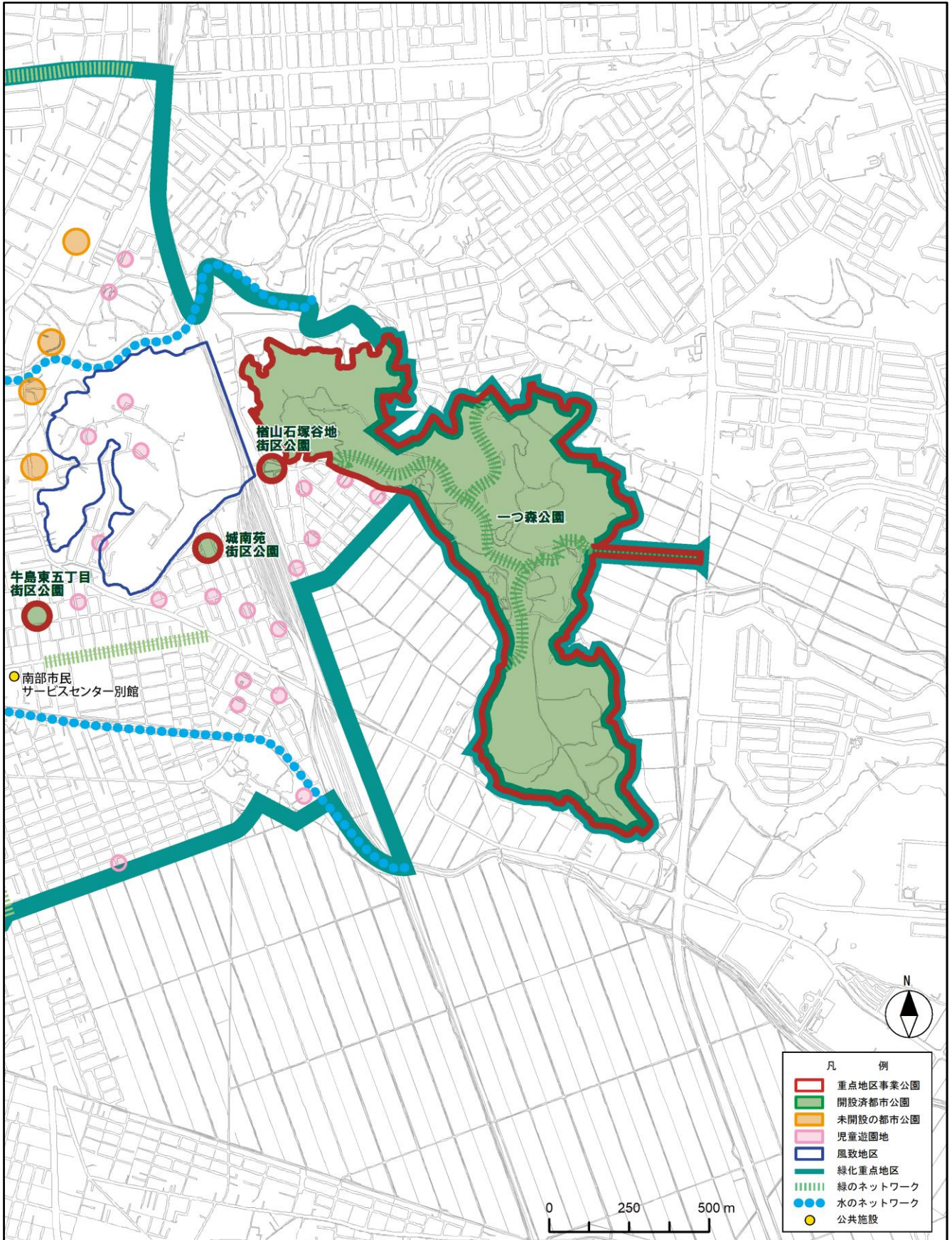


図3-9 緑化重点地区（榊山・牛島地区）の範囲

第4 計画の進行管理

1 PDCA サイクルによる進行管理

本計画の進行管理に当たっては、計画の更なる改善に向けた段階的・継続的な取組が必要となることから、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）し、必要に応じて見直す（Action）といった「PDCA サイクル」により行います。

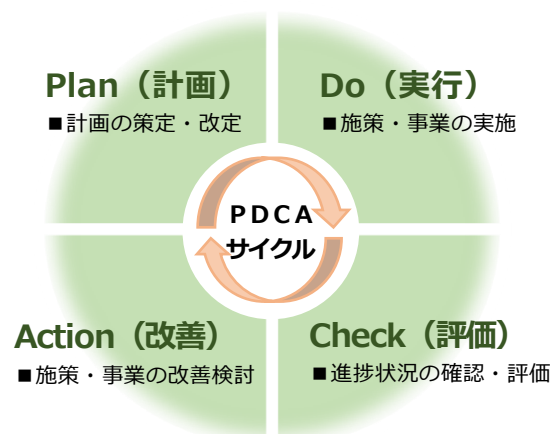


図4-1 PDCA サイクルの概念図

2 計画の評価・見直し

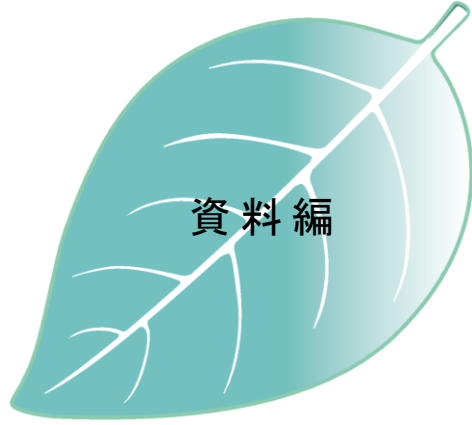
評価・見直しは以下のとおり実施します。

◆進捗確認・評価

策定から概ね5年ごとに、施策の実施状況や目標水準の達成状況を確認し、評価を行います。

◆計画の検証・見直し

本計画の目標年次は2040年ですが、中間目標年次である2030年には、計画の進捗状況や妥当性、社会情勢や法制度の変化等を踏まえ、全体的な計画内容の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。



第 1 計画改定の体制

秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会は、秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例第 9 条に基づき設置された諮問機関であり、秋田市都市緑化推進専門部会は、同審議会内に設けられた都市緑化の推進に関する専門部会です。

本計画の改定に当たっては、審議会および専門部会から専門的かつ総合的な意見をいただき、反映させました。

秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会委員名簿

区分	氏名	所属等
会長・ 学識経験者	澤田 享	秋田公立美術大学美術学部教授
	折田 仁典*	秋田工業高等専門学校名誉教授
学識経験者	高田 克彦	秋田県立大学木材高度加工研究所教授
	星崎 和彦	秋田県立大学生物資源科学部准教授
	渡部 高明	ノースアジア大学法学部准教授
	山内 貴博	秋田公立美術大学美術学部准教授
	鎌田 光明	秋田工業高等専門学校助教
	野口 秀行*	ノースアジア大学経済学部教授
	恒松 良純*	東北学院大学工学部環境建設工学科准教授
市民委員	木村 義和	
	吉田 豊史	
	石塚 小枝子	
	高井 志津子	
	照井 丈大*	
関係団体	林 徳彦	秋田青年会議所副理事長
	樋渡 博子	秋田中央建築士会女性部会総務・広報委員長
	瓜田 智哉	秋田県屋外広告物美術協同組合理事
	赤田 英博	秋田県宅地建物取引業協会会長
	鎌田 悦朗	秋田市緑化推進委員会委員長
	筒井 崇之*	秋田青年会議所理事長
関係行政機関	今野 敬二	国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所長
	菅原 喬	秋田県建設部次長

※平成30年10月7日まで

秋田市都市緑化推進専門部会名簿

区分	氏名	所属等
会長・ 学識経験者	高田 克彦	秋田県立大学木材高度加工研究所教授
	野口 秀行※	ノースアジア大学経済学部教授
学識経験者	星崎 和彦	秋田県立大学生物資源科学部准教授
	渡部 高明	ノースアジア大学法学部准教授
市民委員	吉田 豊史	
	石塚 小枝子	
関係団体	赤田 英博	秋田県宅地建物取引業協会会長
	鎌田 悦朗	秋田市緑化推進委員会委員長
関係行政機関	菅原 喬	秋田県建設部次長
専門委員	小林 晴樹	秋田県建築士会秋田中央支部理事
	松浦 稔實	樹木医

※平成30年10月7日まで

第 2 計画改定の経過

年月日		内容等
平成 30 年	6月6日	第19回秋田市都市緑化推進専門部会開催 ・計画改定の背景と目的
	8月31日	第20回秋田市都市緑化推進専門部会開催 ・現況調査および計画課題の整理 ・計画の基本理念および緑の将来像（案）について
	10月30日	第14回秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会開催 ・秋田市緑の基本計画の改定について（中間報告）
	11月22日	第21回秋田市都市緑化推進専門部会開催 ・目標水準、施策、緑化重点地区の設定について ・第20回専門部会の意見と対応について
	12月17日 ～ 1月16日	パブリックコメントおよび市民100人会アンケート調査実施
平成 31 年	2月6日	第22回秋田市都市緑化推進専門部会開催 ・計画原案に対する意見募集結果 ・第21回専門部会の意見と対応について
	2月15日	第15回秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会開催 ・秋田市緑の基本計画の改定について（答申案）

秋田市緑の基本計画

平成 31 年 3 月改定

編集・発行	秋田市
お問い合わせ先	秋田市建設部公園課
	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
電話	018-888-5753
FAX	018-888-5754
E-mail	ro-urpc@city.akita.akita.jp



～多彩な緑をみんなでつなぐ
心うるおう住みよい都市～